

会 議 録 第 3 号

1. 招集日時 令和4年12月6日(火) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 19名

1番 鈴木勝利

2番 藤田尚美

3番 秋山泉

4番 加川裕美

6番 甲斐徳之助

7番 池辺己実夫

8番 諸橋太一郎

9番 市川圭一

10番 伊藤裕一

11番 山本伸子

12番 守屋常雄

13番 北島登

14番 杉森弘之

15番 須藤京子

16番 黒木のぶ子

18番 柳井哲也

19番 石原幸雄

21番 遠藤憲子

22番 利根川英雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

副市長	滝本昌司
教育長	染谷郁夫
市長公室長	滝本仁
経営企画部長	吉田将巳
総務部長	飯野喜行
市民部長	小川茂生
保健福祉部長	内藤雪枝
環境経済部長	山岡孝
建設部長	長谷川啓一
教育部長	吉田茂男
会計管理者	関達彦
監査委員事務局長	大里明子
農業委員会事務局長	榎本友好
経営企画部次長兼 政策企画課長	二野屏公
総務部次長兼 人事課長	本多聡
市民部次長兼 市民活動課長	栗山裕一
保健福祉部次長兼 こども家庭課長	飯島希美
保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長	渡辺恭子
環境経済部次長兼 商工観光課長	大徳通夫
建設部次長兼 下水道課長	野島正弘
建設部次長兼 都市計画課長	藤木光二
教育委員会次長兼 学校教育課長	川真田英行
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高橋頼輝
全参事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	野口克己
庶務議事課長	飯田晴男
庶務議事課長補佐	宮田修

令和4年第3回牛久市議会定例会

議事日程第3号

令和4年12月6日(火) 午前10時開議

日程第1. 一般質問

午前10時03分開議

○杉森弘之 議長 おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○杉森弘之 議長 初めに、1番鈴木勝利議員。

[1番鈴木勝利議員登壇]

○1番 鈴木勝利 議員 おはようございます。公明党の鈴木でございます。

通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

まず最初に、通園・通学バスの置き去り防止についてでございます。

9月5日、静岡県牧之原市の認定こども園で、登園時に送迎バスの車内に3歳児の女の子が取り残され、熱中症で亡くなるという痛ましい事故が起きました。車内で約5時間置き去りにされ、発見時は上着を身につけておらず、水筒も空で車内で暑さをしのぐために水分を補給したと見られております。昨日の12月5日には、このバスを運転していた当時の園長ら4人が業務上過失致死の疑いで書類送検されました。

同様の事件は、昨年7月にも福岡県中間市の保育園で起き、当時5歳の男の子が亡くなりました。これについては、今年の11月8日、業務上過失致死の罪に問われた元園長ら2人に執行猶予付の有罪判決が言い渡されたところです。政府は、昨年の福岡県の事故を受けて、安全管理を徹底するよう全国の自治体に通知しておりましたが、今回、再び幼い命が失われてしまったのです。

繰り返される悲劇に対して、国は置き去り防止のために安全装置の設置義務づけや安全管理マニュアルの配付等の対策を表明しましたが、そうした中で、11月1日には広島市の市立広島特別支援学校で登校時に小学部の児童1人が約50分間、スクールバス内に置き去りにされていたという事案や、その翌2日には岩手県一関市の市立小学校の1年生の男子児童がスクー

ルバスに置き去りにされ、児童自らが運転席のクラクションを鳴らしたことで運転手に気づかせ無事だったという事案など、置き去り事故の報道が連日続いていることを考えると、これらの事故が本当に教訓として生かされているのかと疑いたくなります。

また、通園・通学バスの置き去り事故ではありませんが、11月12日には大阪府岸和田市で、2歳になる女の子を保育所に預けたと思込んだ父親が自分の車内に9時間にわたって置き去りにし、死亡させてしまったという事故も発生いたしました。このような事故も過去に何度か繰り返されております。

一方で、保育所に責任の所在を求めるものではありませんが、もし保育所が家庭からの連絡がなく登園していない家庭に対して連絡して確かめていれば、防げた事案であったかもしれません。

そこで本市でも、このような悲劇を絶対に起こさないためにどのような取組を図っているのか、あるいは今後図っていくのか伺います。まず、本市での通園または通学バスの利用状況を伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 現在、牛久市が運行している通園・通学バスは、おくの義務教育学校に通学するためのスクールバス及びキャンパスバスがあります。

スクールバスは、おくの義務教育学校の学区内である奥野地区に居住する児童が利用しており、キャンパスバスは、小規模特認校制度にて学区外からおくの義務教育学校へ就学している児童生徒が利用しています。

現在のスクールバスの利用者は70名です。キャンパスバスの利用者は、学区外通学者94名のうち、79名です。

なお、令和5年4月より公立幼稚園でも、第二幼稚園の閉園に伴い、期限付ではありますが通園バスの運行が始まる予定です。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 次に、置き去り防止のためにどのような取組がなされているのか伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 現在の置き去り防止の取組として、具体的には登校後、下校後に、児童生徒が降車した後、毎回必ず、運転手がバスの中を後ろまで歩いて、座席の下まで一席ずつ全員降りたことを確認しております。その後、車庫に戻った後も、バスを離れる際に再度、児童生徒が残っていないかを確認しています。

また、学校では登校時刻を過ぎても教室内に不在の児童生徒で保護者からの欠席連絡のない場合は、速やかに学校から欠席確認の連絡を保護者へしています。

さらに、キャンパスバスでの下校時の降車では、児童は必ず運転手から保護者へ引渡しをすることとなっており、誰も迎えに来ていない児童は、学校へ電話確認後、バスを降りずに学校へそのまま引き返し、運転手から学校へ児童を引き渡しております。

このような取組を徹底していることで置き去りを未然に防ぐことができております。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 この事件を受け、本市ではどのような対応をされたのか。また、今後、置き去り防止の強化のためにどのような取組を図るのか伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 牛久市では、おくの義務教育学校のスクールバス・キャンパスバスに加え、令和5年4月より公立幼稚園での送迎バスの運行を開始することもあり、置き去り防止に向け対策を強化しなければならないと考えております。

静岡県牧之原市において発生した、認定こども園の送迎バスに子供が置き去りにされ、亡くなるという大変痛ましい事案を受け、令和4年10月に、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が政府によって取りまとめられました。

その中で置き去り防止の対策として、降車時の子供の所在確認や、幼稚園の送迎バスにおける置き去り防止を支援する安全装置の設置が令和5年4月以降、義務づけられる方向で検討されており、「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」として早期に財政措置を講じる方向で検討することとされております。

また、国では送迎バス運行に当たっての安全管理の徹底に関するマニュアルが定められました。

現在、牛久市教育委員会では、これを参考に市独自の通園バスのマニュアル作成を進めております。バス送迎の業務の流れに沿ってポイントを整理し、人的な確認作業及び設備的な安全装置の設置などの両面からの安全管理対策を徹底してまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 たとえ安全装置を導入しても、その装置が正常に作動しないこともあります。車内点検や出欠確認が惰性に流されたり、思い込みで正しい認識ができなかったりすることもあります。一方で、現場の人手不足が根本原因だという指摘もあります。当然それらに対する対策を図りながらも、このような事故を二度と起こさない、幼い命は自分が絶対守

るという自覚を一人一人が常に忘れることなく最善を尽くしていただくことをお願い申し上げます。次、次の質問に移らせていただきます。

次に、市有地の管理についてでございます。

市道や側溝、公園、その他未利用市有地も含めて、本市の管理下にある市有地には様々なものがあります。公有財産のうち、庁舎等が建っている土地や学校、図書館、生涯学習センター等が建っている土地については、その建物が現に使われている限り、その市有地の管理についてはあまり問題になりません。なぜならば、その建物の管理者が当該敷地の管理に常に注意を払っているからです。

一方で、上述した市道や側溝、公園、未利用市有地の管理については、常時全てに注意が払えているでしょうか。今定例会に出された損害賠償の額を定めることについての専決処分報告についても、そのうちの3つが市の維持管理に問題があったと言うべきです。

さて、住民の方々に特に関心が高いこれらの問題については、これまでも何度か質問してきた内容ですが、今回は改めてこれらの市有地の管理の現状と今後の対応について伺ってまいりたいと思います。

さて、牛久市財産管理に関する規則第13条公有財産の管理には、財産管理者は、その管理に属する公有財産について、財産の維持及び保全の適否等に留意し、その現状を把握しなければならないとあります。ここでいう財産管理者が、本規則第2条にあるとおり、管財主管課長や所管の課長等を指しますが、財産の維持及び保全の適否等とは具体的にどういったことを指すのか。ここでは、上述した道路や側溝、公園、未利用市有地に即して御説明願います。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 お答えいたします。

市が所有します不動産などの財産につきましては「公有財産」と呼ばれまして、「行政財産」と「普通財産」に分類されます。「行政財産」は、公用または公共用に供し、または供することを決定した財産、例えば庁舎や学校、道路などが挙げられます。また、「普通財産」は、行政財産以外の一切の公有財産、例えば行政区に貸付けをしている土地などが挙げられます。

これら市有地につきましては、財産の種類、所有する目的に応じて最も効率的かつ良好な状態であるよう、牛久市財産管理に関する規則第13条の管理に係る規定に基づき、各所管課において草刈りや剪定などその状況に応じた適切な対応を行い、財産を維持保存できるよう管理を行っております。

なお、活用見込みのない市有地につきましては、これまで約9,200平米の土地を約2億4,000万円で売却しまして、土地の有効活用を図ってまいったところであります。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 それでは、個別事案に沿って伺います。亀裂や陥没等の市道の損傷、また市道上の雑草や植え込み、街路樹等の樹木の繁茂状況、公園の雑草や樹木の繁茂状況並びに遊具の劣化、損傷等、これらはどのように把握し、またそれに対してどのように対応されているのかお伺いします。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 市道の損傷や雑草・樹木の繁茂等の把握につきましては、道路パトロールをはじめ、行政区からの連絡、道路利用者や沿線にお住まいの方からの通報、青色防犯パトロールからの情報提供などにより把握しております。

損傷などの対応につきましては、現地を確認し、緊急を要するものかつ軽微なものは職員で対応し、職員で対応できないものにつきましては道路補修等業務委託の協定を締結している市内業者に依頼し、対応している状況でございます。

次に、公園の雑草・樹木の繁茂状況の把握につきましては、基本的には職員によるパトロールで確認するよう努めております。しかしながら、市が管理している公園が145か所、緑地が106か所と箇所数も多いため、現実的には職員の確認だけでは難しいところもあり、各行政区や近隣の方々からの情報提供をいただいているところです。情報提供いただいた場合は、早急に現地を確認の上、市内造園業者への委託や市職員による除草や剪定を実施しております。

また、遊具の劣化・損傷等につきましては、年に一度の有資格者による法定点検や職員による日常点検を実施し把握に努めております。点検結果を踏まえ、修繕や撤去を実施するほか、新しい遊具を設置しておりますが、300基以上の遊具があるため状況等を考慮しながら順次対応してまいります。

今後も道路・公園の良好な環境の維持管理に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 市道の全面的な再舗装についてはどのような基準で実施されるのか、また、市道や公園の雑草除去や樹木剪定の時期や回数について伺います。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 市内の全面的再舗装につきましては、幹線や交通量の多い道路を中心に舗装の調査、点検を行い、その結果を基に舗装修繕計画を策定し、国からの交付金を活用し、舗装の長寿命化や修繕工事を実施しております。

次に、市道や公園の除草につきましては、5月から11月の繁茂期に利用状況や繁茂状況を

見ながら、場所により年2回から5回実施しております。

樹木の剪定につきましては、基本的に落葉樹は10月の落葉開始頃から3月の芽出し前までの休眠期に、常緑樹は厳寒期を過ぎた3月のそれぞれ剪定適期に実施しております。しかし、防犯灯を遮光する街路樹や公園に隣接するお宅への越境枝の対応などは、時期に関係なく随時対応しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 地球温暖化の影響も考えられますが、雑草の成長が早く、除草してもあつという間に伸びて歩行者の通行を妨げているという声や、街路樹の落葉が住宅の入り口や駐車場に多くたまり、落ち葉の掃除に毎年苦勞するという住民の声もよく聞かれます。このような行為に対して、除草の回数を増やしたり、街路樹剪定の時期を見直したりするなど、何らかの対応を考えるべきだと思いますが、本市の見解を伺います。

○杉森弘之 議長 藤木光二建設部次長。

○藤木光二 建設部次長兼都市計画課長 除草回数につきましては、全ての公園や街路の除草回数を増やすことはできませんが、草の伸びが早い公園や利用者が多い公園など、場所によっては状況を見ながら検討をしてみたいと思います。

また、剪定の時期の見直しについてでございますが、例えば落葉前の剪定などにつきましては、剪定してもすぐにまた枝葉が伸びてしまいます。芽出しには多くの養分を使うので、ここで多くの養分を使うと春に必要な養分が作れずに、樹が衰弱し枯れるリスクも高くなるため、落葉前の剪定は好ましくないと考えております。先ほどもお答えしたとおり、樹木には剪定に適した時期がございますので、その時期に実施してみたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 市道、特に歩道上に民有地からの雑草や樹木の枝葉が伸びていて、車や歩行者の通行を妨げている場合も散見されます。このような事例についてはどのように対応されるのか伺います。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 市道へ越境している雑草や樹木の除去につきましては、土地所有者の管理物であり、倒木により道路を塞ぐなど、緊急的なものについては、道路管理者として通行に支障ないように対応しております。それ以外のものにつきましては、土地所有者への通知文による指導や訪問活動を行い、樹木等を適切に維持管理してもらえるように指導しております。しかしながら、度重なる指導にも応じてもらえず、さらに通行障害や危険を伴

う場合には、緊急対応と同様に最低限の範囲での対応を考慮してまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 冬期、雪が降った後、路面が凍って、歩行者の転倒や車のスリップ事故等の危険が生じるため、道路の凍結防止や凍結した場合の道路上の氷雪の除去作業が必要になりますが、本市としてはどのように対応されるのかお伺いします。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 降雪時や降雪後の対応としましては、警察などと連携し、幹線道路や緊急輸送路を優先し、除雪や融雪剤の散布を行っております。

現在、除雪や融雪剤の散布は、大雪時等の災害対策本部としての対応時以外は基本的に道路整備課の職員により行っております。

生活道路や通学路などの除雪や融雪剤散布の要望に対しましては、可能な範囲で対応しておりますが、要望数もかなり多く全ての対応は難しい状況です。市民の皆様には、御負担かもしれませんが、安全を確保して御自宅前の除雪等に御協力いただけますようお願いいたします。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 警察の所管にも関連しますが、市道上の中央線、外側線、停止線、横断歩道等の路面標示が消えかかっている等の状況、ガードレールやガードパイプ、ガードポール等の防護柵、カーブミラー、防犯灯の損傷等の状況については、警察等との連携も含めてどのように把握し、どのように対応されているのかお伺いします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 薄くなり、見づらくなった路面標示箇所の塗り直しについては、行政区から要望があったところを市職員が確認し、優先順位を決めて補修しています。防護柵、カーブミラー、防犯灯の損傷に関しましては、随時行っている職員による道路パトロールや地域住民からの通報、またシルバー人材センターによる青色パトロールによる定期的な巡回により修繕箇所の把握に努めております。

交通事故により損傷があった場合は、基本的に原因者負担で修繕をしております。

カーブミラーなどにつきましては、事故以外で大風によりミラーの角度が変わってしまったなど、容易に直すことができるようなものにつきましては市職員により対応いたしますが、それ以外の高度な技術や危険が伴うものの修繕につきましては協定を締結している業者により早急に対応しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 次に、住宅街の生活道路の側溝の管理について伺います。側溝内にたまった泥や落ち葉等の清掃については、どのように対応されるのかお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 市では道路や附属構造物の点検等を目的とした道路パトロールを行っておりますが、そのほとんどが車上からの確認であり、側溝内の土砂等の堆積状況までは確認できていない状況です。側溝の土砂の堆積につきましては、降雨時の越水などの通報や市民の皆様からの情報提供を基に現地を確認し、土砂等の堆積による排水不良が生じている場合は、市で清掃等の対応をさせていただいております。

しかしながら、市内全域の日常的な清掃を実施することは厳しい状況でございます。小坂団地、東岡見、第八岡見、栄東行政区など、定期的に側溝清掃を実施していただいているところもあります。先ほどの除雪と同様になりますが、皆様の御協力をお願いいたします。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 住民が清掃に携わる際、側溝にかけられているコンクリート溝蓋やグレーチング蓋が重くて外せない場合があります。その場合、本市としてはどのような対応をされるのかお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 側溝蓋につきましては、外せない場合は無理に外そうとせず、道路整備課へ御連絡をいただければと思います。蓋の外せない側溝や、道路に埋設されている管渠等に土砂等が堆積している場合には、市と協定を締結している専門業者へ依頼し清掃を実施いたします。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 蓋のかけられていない側溝も多く見られますが、歩行者や自転車の落下の危険性があります。本市としてはどのように対応されるのかお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 側溝の蓋かけにつきましては、以前より市内全域から多くの要望をいただいております。

昭和40年・50年代に民間により整備された団地では、蓋のない側溝が設置された場所が多くございます。

側溝の改修につきましては、既存団地内において行政区と協議をしながら改修路線を選定し、

鋭意整備を進めております。近年では、つつじが丘、むつみ、松ヶ丘、東岡見、小坂団地、下根ヶ丘行政区で計画を立て、国からの交付金等を活用しながら実施しております。市民の皆様から「道が広がった」、「きれいになった」、「段差がなくなった」などという御意見をいただいております。

しかしながら、全ての側溝に蓋をかけることは難しいため、隅切り部などの危険な箇所につきましては、行政区等と相談し、部分的に蓋を設置するなどの対応をしております。

以上でございます。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 続いて、未利用市有地について伺います。当該市有地の雑草や樹木の繁茂の状況の把握、それへの対応についてはどのようになっているのかお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 普通財産のうち事務または事業に関連しない財産であります未利用地の管理につきましては、定期的な現場確認、あるいは近隣住民の方々から御連絡をいただいた上で現場確認を行います。

当該地における雑草の繁茂、倒木の危険性の把握につきましては、全体の掌握は大変難しいところではありますが、その状況に応じまして、市職員の除草や市内造園業者への委託などの対応を行っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 長年にわたって利用されていない山林等の私有地については、樹木がかなりの高さに伸び、その落葉の問題だけでなく、地震や台風等の災害によって倒木する危険性をはらんだ場所もあります。隣地が民有地で家屋等の民家が建っている場合、大きな被害の発生につながる可能性もあります。このような場所について、本市として把握している現状とそれに対する対応についてお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 さきの御質問でもお答えをさせていただきましたとおり、未利用地につきましては、落葉など要注意時期を重点にした定期的な現場確認、あるいは近隣住民の方々から御連絡をいただいた上で現場確認を行っております。土地の形状や樹木の高さ、樹高ですね、幹回りに応じて、市職員の剪定、あるいは市内造園業者への委託を行い対応しております。

民家に隣接しており、倒木の可能性がある箇所につきましては、個人の財産保護にも関わることでありますから、財産管理者としてより細やかな現状把握に努め、迅速かつ適切な対応に引き続き努めてまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 答弁にもありましたとおり、現実問題として、本市の職員のみで全ての道路や側溝、公園、その他の市有地を常時適切に管理することが、物理的にもまた財政的にも可能かといえば非常に難しいところだと思います。ところが、一方で適切な管理がなされていなければ、市民は不便や不都合を感じ、場合によっては命の危険を伴うことさえあります。では、どのように対応していくべきでしょうか。本市の見解をお伺いします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 一連の御質問でもお答えをさせていただきましたとおり、それぞれの財産は各担当課において維持管理をしております、職員によるパトロールや利用者からの御連絡をいただき、職員による対応または業者への委託により対応しております。

市内に点在する財産の状況の把握に努め、公有財産をより良好な状態に維持し、市民サービスの向上に寄与できるよう維持管理することは大変重要なことでありますので、市民の方々の御協力を得ながら、よりよい管理を行えるよう体制の維持に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 ただいま答弁にもありましたとおり、市有地を常に適切に管理していくためには、市民の理解と協力も不可欠です。まず、管理上問題のある箇所の情報収集です。現在も市民の方の情報提供は重要な情報源であると思いますが、以前も提案しましたように、電話や来庁という手段のみでなく、スマートフォン等を活用した市民通報アプリ等を導入してはどうかと考えております。町田市や相模原市では既に導入されており、東京都でも今年4月より道路通報システムの本格導入を開始いたしました。本市の見解を伺います。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 市民通報アプリの導入に当たっては、これまでの一般質問でも何度かお答えさせていただきましたとおり、導入した他の自治体においてもアプリのダウンロード数の伸び悩みや有効な情報収集ができていない状況であり、現段階では早急な導入の必要性は高くないと考えております。

現時点での市民からの情報提供ツールとして、市のホームページの問合せフォームへの通報がございますので、こちらのシステムでの対応と考えております。今後は、問合せフォーム等の周知方法も含め検討してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 アプリ導入は、まだ今のところ考えないということでした。今ある市のホームページを使ってお知らせをするという方法もありますが、それをできれば道路、あるいはそうした樹木、雑草等の管理においてもう少し使いやすいようにすることができないかと思いますが、その辺について御答弁いただければと思います。

○杉森弘之 議長 傍聴人に申し上げます。

会議中でございますので、静粛をお願いいたします。

野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 ホームページの問合せフォームで、これまでも道路整備課もしくは担当課に、樹木であるとか雑草が繁茂しているという情報をいただいているという状況もございますので、今現時点これでそのまま進めたいと考えております。ただ、その市民通報アプリというものにつきましては、ほかの自治体の動向を今までも見せていただいていますけれども、今後も注視させていただきたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 それでは、次に、交通事故等の安全が十分確保できることが前提になりますが、市道脇や歩道上の除草、樹木の剪定程度であれば、クリーン作戦のように行政区や自治会に作業をお願いしてはどうかと考えております。また、これらの作業に従事した行政区や自治会には報償金が交付されるということですから、こうした制度の周知徹底も図る必要があるかと考えております。本市の見解をお伺いします。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 牛久市では行政区に対して、環境整備実施に伴う報償金という制度を設けてございます。これは行政区単位で道路部分の草刈り、枝払い、側溝清掃等を実施していただいた場合に1行政区当たり年1回、1万円の報償金をお支払いするもので、例年12から13行政区に活用をいただいております。報償金制度につきましては、年度当初に「行政区活動の手引き」にてお知らせをしておりますが、今後はさらに活用していただけるよう周知方法を検討してまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 市有地であるということは、本来は管理者である市が適切に管理すべきところですが、しかしながら、現実には全ての市有地に対して適切な管理がし切れない状況にあることは否定できません。かといって、問題を放置したままでは住民の不便や不都合に応えられない、状況によっては住民の危険性を高めてしまう結果にもなりかねません。住民の理

解と協力を得ながらどうすべきかを考え、具体的な制度設計に努めていただけるように切にお願いいたします。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。不登校への対応についてでございます。

去る10月27日、全国の国公私立小中学校で2021年度に30日以上欠席した不登校児童生徒が24万4,940人となり、前年度より24.9%、4万8,813人増えて過去最多となったことが、文部科学省の2021年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査で明らかになりました。また、不登校児童生徒のうち、90日以上欠席した者は13万4,655人で全体の55%を占めました。

不登校の要因としては、小中学校とも「無気力、不安」が最も多く、次いで、小学校では「親子の関わり方」、「生活リズムの乱れ、あそび、非行」が続き、中学校では、「生活リズムの乱れ、あそび、非行」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」と続いております。

こうした不登校増加の要因について文科省では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響がうかがえると分析し、学校行事等、活動の制限によって登校意欲が低下したり、臨時休校が繰り返され、学校を休むことに対して抵抗を感じなくなったり、あるいは生活リズムが乱れて元に戻れなくなったり、コミュニケーションを取る機会が減って人間関係をうまく形成することができなかつたりなどと説明しております。

そこで、新型コロナウイルス感染症拡大という事情を踏まえつつ、本市の不登校の現状を伺うとともに、不登校への対応と不登校問題の解決について伺ってきたいと思います。

まず、先述した調査と同じく、2021年度の本市の市立小中学校児童生徒の不登校の実態を伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 2021年度、令和3年度牛久市の小中学校における不登校児童生徒数は176名となっており、在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は2.55%となっております。前年度から49名、割合としても0.72%増えている状況です。

また、176名の不登校児童生徒のうち、90日以上学校を休んだ子供たちの人数は、小中学校合わせて86名、その割合は48.9%となっております。

不登校の主たる要因は、「無気力、不安」が1位、「生活リズムの乱れ、あそび、非行」が2位となっております。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 これらの実態に対して、新型コロナウイルス感染症拡大の影響も踏まえて、本市ではどのように分析しているのかお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 教育委員会では、9月に登校渋りや不登校状態にある家庭を対象としたアンケートを実施しました。抽出した128家庭にアンケートを送り、51家庭から回答を得ました。

そのアンケートの中で、コロナの影響について伺っております。内容としては「昨年度はコロナウイルス感染症の影響で9月と2月に臨時休校がありました。その他にも分散登校などもありました。そういった臨時の休校等が学校への行きづらさに関係していると思いますか」というものです。結果は、25.5%の家庭で、コロナに関連して行きづらくなったと実感しているという結果でした。

具体的には「マスクでの生活やタブレットでの学習、様々な規制により、友達とのコミュニケーションが取りにくくなった」、「楽しみにしていた行事ができなくなった」、「経験したことのない不安」な気持ちに陥った、「自宅での時間が増え、時間も不規則になり悪循環に陥った」、また「休みやすくなった」といった内容の記述がありました。

この結果は、不登校が増加している背景の一つとして、コロナウイルス感染症が様々な形で影響していることを実感するものでありました。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 では、本市ではこれらの不登校に対してどのような対応をされているのか、具体的な事例を挙げながら御説明願います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 牛久市で行っている不登校支援の一つに教育センター「きぼうの広場」での支援があります。

教育センター「きぼうの広場」では、不登校への対応として、教育相談と適応指導教室での小集団プログラムなどがあります。昨年度は不登校を主訴とした本人や保護者からの相談を1,227件受けました。適応指導教室も16名の利用がありました。

また、学校には、通常の教室とは異なる「居場所」をつくり、教室には行きづらくても安心して過ごせる空間を整えています。特に中学校では、「ドリームルーム」や「けやきルーム」、「ステップルーム」などの名称で呼ばれており、学校の教員やスクールアシスタントなどが子供たちの対応をしています。小学校では保健室や図書室、相談室などを居場所として利用している子供もいます。小学校では空き時間のある教員はほとんどいないため、養護教諭や図書司書や管理職などが対応している状況です。

さらに、牛久市では中央図書館でも学校やきぼうの広場と連携した居場所づくりに取り組ん

でいる状況です。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 では、その結果、どのような成果、改善状況が見られたのかお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 昨年度、きぼうの広場で、不登校を主訴として継続的に教育相談や適応指導教室を利用した子供は48名いました。そのうち、定期的に学校に登校できるようになるなど、31名に不登校の解消や改善が見られました。

改善につながった事例としましては、きぼうの広場の活用があります。具体的には、きぼうの広場での適応指導教室の活用、きぼうの広場の職員が同行しての登校支援、中学校の別室や小学校への職員の派遣による支援があります。

また、アウトリーチの支援として、生涯学習課の訪問型家庭教育支援員を小学校に派遣したり、家庭に迎えに行ったりしたケースもあります。

中学校の別室では、職員ばかりでなく、きぼうの広場の職員も派遣し、不登校支援に当たり、いつでも生徒を受け入れる温かい環境づくりをしている学校もあります。この別室では、個に応じた学習計画を作成し、意図的に担任や友達とつなぐことによって、登校回数が増えたり、在籍している教室に入ることができたりする不登校生徒が増えている状況です。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 2017年、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、いわゆる教育機会確保法が施行されました。同法では、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供、その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進するために、基本理念を定め、国や地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定しております。そして、不登校児童生徒等に対して、国や地方公共団体が講じ、または講ずるよう努めるべき措置が明記されております。したがって、不登校児童生徒に対して、何らかの形で学びを保障することが必要不可欠になってきております。学びを保障するために、学校に行くという選択肢のみでなく、自宅でのオンライン学習やフリースクールという場での学習等、様々な学習機会を設けることも考えなければなりません。

では、不登校児童生徒に対する学びの保障という観点から考えた本市の対応について伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 不登校児童生徒の学びの場としての学校以外の施設は、現在、きぼうの広場、民間のフリースクールがあります。きぼうの広場は、教育相談で25名、適応指導教室で8名、そして民間のフリースクール等の利用者は5名います。

きぼうの広場では、臨床心理士や公認心理師、言語聴覚士、教員免許等の資格を持っている専門職員が子供や保護者の心の悩みに寄り添って、今後の自立のためのプランを作成し、学習や教育相談を行っています。

民間のフリースクール等については、少人数による学習を行っているフリースクールに通って、学校と同じような生活を楽しんでいるケースもありました。

また、学校では、1人1台端末のタブレットを利用して、授業の様子の家庭への配信、個別の教育相談、個別の学習課題の提示を行っているケースもあります。

しかし、学校や教育委員会だけでは十分に学びが保障されているとは言えない状況がありますので、地域や民間の力も今後必要だと考えています。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 不登校は、よく家庭環境という問題が指摘されることがありますが、一方で、そうした児童生徒の親御さんや御家族が言うに言えない苦しみや悩みを抱えているという現実があることも理解しなければなりません。そこで、このような家庭に対してどのような支援対応を図っているのかお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 家庭教育は全ての教育の出発点であり、保護者や子供たちが安心して生活を営めるよう、保護者の個々の状況に応じた働きかけを行うことが重要であると考えます。

しかし、不登校の理由は一人一人異なり、多様化・複雑化しています。牛久市で9月に家庭に行ったアンケートでも、66.7%が「子供や保護者を対象とした支援等に関する情報提供」を、39.2%が「保護者への相談支援」を望むなど、保護者が深い悩みを抱えていることが推察できます。

牛久市では、家庭への支援として主に3点行っています。1点目は、きぼうの広場での相談です。今年度は9月までに483件の不登校に関する相談がありました。

2点目は、訪問型家庭教育支援員の派遣です。児童が別室登校をした際に保護者の悩みを聴いている現状があります。

3点目は、学校でのスクールカウンセラーとの面談です。児童生徒だけでなく、保護者も活用しています。

一方、家庭の教育力が低く生活環境が乱れている、親が精神的に不安定など家庭に要因がある子も見られます。このように、不登校の要因・背景により福祉や医療機関等と連携し、家庭の状況を正確に把握した上で適切な支援や働きかけを行うケースもあり、家庭と学校、関係機関の連携を図ることが不可欠だと考えています。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 かつて、不登校は登校拒否と言われた時代もありました。学校に行かない理由が一様でないにもかかわらず、学校に行くことは善で正しいこと、学校に行かないことは悪で間違っていること、そんなふうな考えもシェアしておりました。そんな風潮の世の中では、登校拒否・不登校の子供たちは、そこから抜け出せない自分を責め、将来も悲観的に考えざるを得なくなります。

しかし、登校拒否・不登校だからといって、その児童生徒が悪い、間違った人生を歩むことなどありません。私も経験上、登校拒否・不登校であった児童生徒にたくさん関わってきておりますが、その子たちが今生き生きとすばらしい人生を歩んでいる姿を数多く見ております。先述した教育機会確保法にも見られるように、時代が進み、今では不登校に対する考え方は随分と変わってきております。では、一体、不登校とはそもそも何が問題だと考えますか、本市の見解をお伺いします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 平成28年に義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、教育機会確保法が公布されました。これを受け、令和元年10月25日には、文部科学省から「不登校児童生徒への支援の在り方について」通知が出されました。この通知には、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方として、「不登校児童生徒への支援は、『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること」、「児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある」と明記されています。このように、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方も多様化しています。しかし、学校を欠席することで、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクも存在するのが現状です。

現在不登校となっている子供の中には、趣味や特技に取り組みながら様々な大会に出場するなどして過ごしている子もいます。このように自分のよさを伸ばしたり人とつながったりできる子がいる一方で、人とつながる機会がなく、家で過ごす子も多くいます。現在の牛久市内には、フリースクールのような多様な学びの場やそれらの活動に取り組んでいる団体等が少ない

状況にあります。

不登校は欠席することが問題なのではなく、外部や人とつながりが持てないことによって、将来ひきこもりになる可能性が高まるなど社会的自立が難しくなることが問題なのだと考えます。また、どこにもつながれずに家庭にいる子供たちや保護者の心の負担も問題であると考えます。

子供たちを自立した大人にするためには、行きたいときに行きたい場所が選択できたり、多様な活動ができたりするような、多様な居場所や様々な人々とのつながりが必要だと考えています。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 不登校という問題の根本的な解決方法は何であると考えますか、本市の見解をお伺いします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 不登校の理由は社会的問題とつながって多様化・複雑化しており、学校の教員は解決に結びつく支援の在り方に日々悩みながら取り組んでいる状況です。

根本的な解決方法の一つとして牛久市では、不登校の未然防止も含め、一番は、学校や学級が誰もが安心して学べる居場所になることだと考えています。そのために、「安心」と「夢中」の学校づくりに取り組んでいます。学校生活の中心である授業の中で、豊かな人間関係をつくり、「この友達と一緒に学ぶことは楽しい」と思えるようになり、お互いを思いやり、優しさでつながり支え合い学び合える関係が生まれます。こうした関係をつくることで、これまでの「一人で、たくさんのことを覚え込む、苦しさや孤独に向き合う」といった「勉強」のイメージから、「みんなで新しいものを作り上げる、楽しい、つながる」といった「学び」のイメージに変えることに努めています。

一方で、教師の不適切な言動が、子供の不安につながった事例もありました。9月に実施したアンケートでも「学校に行きづらいつと感じたきっかけ」の31.4%が「先生に関する」と結果にも表れていました。魅力的な授業づくりとともに、教師の子供に対する人権意識を高め、子供たちが安心して生活できる環境づくりも重要であると捉え、努めています。

このように、授業を変えることで、障害のある子、家庭の様々な問題を抱えている子、問題行動を起こす子、人間関係のトラブルを抱えている子、授業に飽きてしまっている子にとっても「安心」と「夢中」の学校になり、様々な問題行動が減ってきて子供が変わり、そして学校が変わります。そのためには、教職員だけでなく、保護者の皆様や地域の方々が共に支え合い学び合うような体制をつくることも必要だと思っています。

今後、どのような形で地域や民間と協働していけるか、さらに検討を進めていきたいと考えています。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 不登校が問題になるのは、学校という場に行くことが当たり前と考えるところにあると私は考えております。しかし、重要なのはその子に学びを保障することであり、先ほどの答弁にもありましたとおり、人とのつながり、社会とのつながりが保てるようにすることです。学校あるいは学校に代わるどこかの場に行かなくても学びが保障され、つながりが保たれれば、極端なことを言いますと、家から外に出なくても何の問題もないことになります。

もちろん学校に行けるのに行かないでいいとは思いません。行かないことを正当化するつもりもありません。しかし、一方で、どうしても学校に行けない子供たちがいるという現実があります。答弁にありましたように、学校では様々な努力と工夫をされ、不登校への対応をいただいております。しかし、それは、学校に行くあるいは学校に戻る、もしくは学校に代わる場に行くことがあくまでも前提になっております。その前提をいかに変えていけるか。つまり、学校に行かなくても大丈夫だよ、問題はないよと言える対応をいかに見いだしていけるか。あるいは、そうした選択肢も選ぶことができる。そこに不登校問題の根本的な解決法があるように私は考えます。

将来的には、デジタルトランスフォーメーションの進展に伴って、家にいながら学びも人と社会とのつながりも保障されるシステムが構築され、そこで社会的自立が達成されるようになれば、不登校もひきこもりも問題になることはなくなるでしょう。そうした将来的な視点を見据えつつ、大胆に、あらゆる考えを排除せず、不登校への対応を検討していただきたいと考えます。

以上で私の一般質問を終了いたします。

○杉森弘之 議長 以上で、1番鈴木勝利議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時15分といたします。

午前11時09分休憩

午前11時19分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、7番池辺己実夫議員。

〔7番池辺己実夫議員登壇〕

○7番 池辺己実夫 議員 おはようございます。新政会の池辺己実夫です。

午前中は多分私で終わりだと思います。目いっぱいやりますので、よろしくをお願いします。

今回は、市民の皆様からぜひ聞いてくださいと言われた教育に関する身近な2つの問題・課題について、通告書に従いまして、一問一答方式でしっかりと一般質問を行います。明確な答弁をよろしくお願いたします。

まず1点目は、小学生のランドセル問題についてであります。

小学校に入学して1年生になったら、ランドセルを背負って小学校に行くという姿は、親の気持ちとして我が子の成長を感じることでできるものであると思います。実際、私もそうでした。体の割に少し大き過ぎるランドセルを背負って登校する姿は何ともほほ笑ましいもので、また、子供自身にとっても、何となくお兄ちゃんたちの仲間入りできたなんて私も思った経験があります。

しかし、一方で現在、「ランドセル症候群」という言葉があるようで、重いランドセルを長時間背負ったまま通学することで体の不自由を訴える、そういったものだそうです。市販されているランドセルの中には軽いものもあるようですが、小学生の1年生にとって、教科書やノートなどを入れたり、また今はタブレット型のパソコンも持っていきますので、かなり重くなると思います。そういった重いランドセルを背負って小学校に行く。そのランドセル症候群ということ由市ではどのように捉えているか、まず質問させていただきます。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 最近ではランドセルも軽量化モデルが多く発売されておりますが、「ランドセル症候群」という言葉がクローズアップされています。

体に合わない大きさ・重さのランドセルを背負ったまま長時間通学することで起きる、身体や心の不調を訴えるものです。

その要因として、近年の学習指導要領の改訂などに伴い、教科書の大判化やページ数の増加、道徳が正式な教科となり、また小学校5・6年生では外国語が教科となるなど、教科書が増えていることがあります。

その結果、一般財団法人教科書協会発行の「教科書発行の現状と課題」令和4年度版になりますが、そちらでは、小学校において、令和2年度の教科書総ページ数は17年前の平成17年度に比べると175%と増加しているとされています。

このように子供たちの荷物が年々増える中、平成30年9月に文部科学省から全国の教育委員会に向けて「児童生徒の携行品に係る配慮について」の事務連絡が出されました。

その中で、重いランドセルやかばんによる負担を軽減するため、教科書や教材は宿題、授業

の予習・復習など家庭学習を進める上で重要だとしながらも、児童生徒に何を持ち帰らせるか、何を学校に置いたままにするかは、保護者とも連携し、通学上の負担などを考慮して各学校で判断するよう求めています。

教科書を持ち帰る理由の一つとして、家庭学習に使用するということがあります。これまでも実態の把握と荷物の軽減について学校に要請し、その見直しや改善について学校に指導してまいりました。

これからも、必要なもの以外は持ち帰らないようにするなど、各学校に見直しを図っていただくことで荷物の軽減に努めていきたいと考えております。

なお、現在はGIGAスクール構想により1人1台のタブレット端末が導入されております。将来的にはデジタル教科書が普及し、タブレット端末に全て格納されるか、クラウド上のデジタル教科書を家庭からアクセスするなど、ICTの活用により荷物の軽減も期待できるのではと考えております。

○杉森弘之 議長 池辺己実夫議員。

○7番 池辺己実夫 議員 今部長が答弁していただいて、私も今ちょっと置いてきたけれども、あそこにタブレットがあるんですけども、私たちも今議会でそういった形で配信されているので、ぜひ教育長も、県にでも、日本のほうにでも、ちょうど文部科学大臣も茨城にいますのでぜひ行って、そういった形で教科書の中身なんかもそういうので配信したらどうでしょうという形で言っていただけるとうれしいなと思って、次の質問に入ります。

ランドセルは、新入学のお祝いの定番とも言われています。御両親のほか、お孫さんのお祝いというような話をよく耳にします。一方で、その値段が2万円から10万円を超えるものまで様々ある中、あるメーカーの発表では、5万円から7万円程度のもを購入した方が購入者の約半数以上であることでした。そして、この価格について、費用負担が大きいとの市民の声も多々あるのは本当に確かです。私も孫2人いるんですけども、10万円ずつ一応渡して、「ランドセルでも買えば」と言ったんですが、嫁はできたらほかのことに使いたいと。ですから、向こうの両親が何かやってくれたみたいですけども、2つ目の質問として、保護者等の費用負担の問題について、牛久市ではどのように認識しているのか伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 ランドセルの価格は、格安のものから大人顔負けの10万円を超える高級品まで、幅広く設定されています。池辺議員からも御紹介ありましたが、その中であるメーカーの発表では、約5万円から7万円程度のもを購入される家庭が約半数以上を占めるとのアンケート結果が発表されております。

そのほか、小学校入学時には体操服や教材、細かなものでいえば、上履きや文房具など、そ

の準備としてそろえなければならないものも多いことから、家庭への負担は少なくないと思われます。

そのような中で、ランドセルについてお孫さんへの贈り物というなお話も耳にする一方で、決してそのような家庭ばかりではなく、生活に困窮する新1年生のいる世帯に対しては、就学援助の中で、新入学児童生徒学用品費として入学準備の支援を行っているところであります。

このようなことから、ランドセルの費用負担については、各家庭において小さなものではないと考えております。

○杉森弘之 議長 池辺己実夫議員。

○7番 池辺己実夫 議員 いや、本当によかったです。そういうふうには認識を牛久市の教育委員会はきちっと持っていたらというのを今伺っただけで、何かもうランドセルの質問はいいのかなと思うぐらい、今の答弁、私はうれしく感じています。でも、ちょっと通告したのでやっていきますけれども。

富山県立山町では、令和5年度に同町の高野小に入学する13名の園児に、同町が包括連携協定を結ぶアウトドア用品の大手メーカー、———が開発した通学用のバッグを贈ったとの新聞報道がありました。同町では、来年度の入学生178名に無償配付するそうです。同製品は、重さが約900グラム、耐久性と防水性に優れ、タブレット端末用の独立ポケットなどを備えていることです。今後、1万3,000円程度の価格で市販されるということも検討するということでありました。牛久市の新1年生は、現在600を超えると聞いているので、無償配付というのは財政負担が大きいのと思いますが、代金の一部を補助するなど、軽くて費用負担の少ないこのような製品の普及に努めてはいかかなものかなと思うのですが、市のお考えをお伺いします。

今日はこれ、写真を持ってきたんですけども、こういった形のものなんですけれども、色もいろいろな色があって、なかなかいいです。ちなみにこのメーカーの———は市役所で皆さんがフリースで着用しているあのメーカーですから、洗濯機でがらがら洗っても全然オーケーのフリース、やっぱりいいメーカーのものはいいなと感じていると思います、市の職員の方も。ですから、このバッグなんか、ぜひ費用負担を多少してやっていただけたらいいなと思うんですけども。

○杉森弘之 議長 池辺己実夫議員に申し上げます。具体的な社名、あるいは商品名までの言及は避けていただきたいと思います。（「はい」の声あり）

池辺己実夫議員。

○7番 池辺己実夫 議員 今のメーカー名は、では削除という形でよろしくお願いします。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 小学校1年生になったらランドセルで学校へ通う姿が当たり前のようになっておりますが、ランドセルの使用は法律や教育委員会の規則、または校則等で決められているものではありません。通学に使うバッグは本来どのようなものでもよいとされています。

一方で、ランドセルが選ばれ続けるのは、小学生向けの機能性を多く持っていることも理由の一つになっていると言われております。

雨の日に傘が上手に差せない低学年の子でも、ランドセルであれば中の教科書が濡れることなく、教科書が型崩れしてしまう心配もありません。また、アクシデントが発生し、仰向けに転んでしまった場合でも、ランドセルがクッションになって衝撃を和らげてくれることも挙げられます。

このように、耐久性、安全性、機能性を兼ね備えたランドセルは、小学生にぴったりなかばんであるとも言えます。

そのような中、牛久市の小学校でも、8校中5校において、入学準備に必要なものとして「ランドセル」と明記しているところです。

議員から御紹介いただきました、富山県立山町と包括連携協定を結ぶアウトドア用品メーカーが開発した通学用かばんにつきましては、軽量で耐久性に優れ、価格的にも比較的安価でメリットの多いものであるとは考えますので、先進的に導入している自治体を参考に今後、調査研究をしてまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 池辺己実夫議員。

○7番 池辺己実夫 議員 本当にいい答弁いただけてありがたいです。本当に真剣にこれは考えていただきたいと思います。

これも私も調べて分かったんですけども、何かこうアンケートを取るではないですけども、背負わせたらいいんですけども、その小学生の中の背負った人は、「通常のランドセルとこのバッグとどっちがいいですか」ということで聞いたときに、100%の方がそのバッグのほうがいいということをお学生のほうで言っているそうなので、これは本当に今部長の答弁で真剣に考えて検討していただければありがたいなと思います。

それではランドセル終わりまして、続きまして大きな2つ目のテーマ、GIGAスクール構想に基づく一人一台パソコン配布の現状と課題について質問させていただきます。

牛久市は、茨城県内でも他市町村に先駆けて1人1台のタブレットパソコンの整備を行ったと認識しています。本当にそれは教育委員会、また執行部の方の御努力で、茨城県で最も早く児童生徒にタブレットパソコンを配付していただけたということ、本当に感謝と敬意を改めて

表したいと思います。

初めに、確認の意味を込めて、令和2年度に行った整備の内容について、令和元年度末の状況と令和2年度末の状況を比較する形で説明していただきたいと思います。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 牛久市では、令和2年11月に1人1台のタブレットパソコンの導入が完了しております。これは県内では最も早く導入されたものです。

GIGAスクール構想が打ち出される以前は、各学校に40台程度、児童数の多いひたち野うしく小学校、中根小学校、それと令和2年に開校したひたち野うしく中学校には80台程度のタブレットパソコンが整備されており、これらはパソコン教室において学校で調整し、共有で使用していました。

また、タブレットパソコンを利用する学校のネットワーク環境においても、回線速度が十分とは言えませんでした。

そこで、GIGAスクール構想が打ち出され、1人1台のタブレットパソコンの整備を行うに当たっては、まずは学校のネットワーク環境が1人1台のタブレットパソコンに耐え得るよう、学校内のLANを再整備し、回線の高速化と各教室へのWi-Fi環境の整備をいたしました。また、インターネット環境を各学校から直接インターネットに接続する方式に変更し、回線スピードを増強しております。

これら整備を行い、現在では1人1台のタブレットパソコンを各教室で授業に活用しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 池辺己実夫議員。

○7番 池辺己実夫 議員 タブレット型のパソコンを配付しただけでなくて、きちっとした形でそのように使いやすい環境を整備してくれた。もう本当に感謝に値します。

次に、現在、運用の状況と課題について伺います。

まず、タブレットパソコンが学校現場でどのように使われているのか伺います。小学校1年生から中学校3年生までの約7,000人の児童生徒に対して、小学生の低学年と中学生ではその使われ方が違うと思うのですが、タブレットパソコンの小学校、中学校での現場での使用状況についてお聞きいたします。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 1人1台端末を導入してから約2年が経過しており、各学校ではタブレットパソコンを活用した授業が日常的に行われています。

具体的には、調べ学習のためにインターネットを活用したり、インターネット上の教育コン

テントを活用したりしています。また、1つの発表資料をまとめる際に、複数のタブレットから同時に書き込むといった機能も活用しています。役割分担しながら全員が参加して発表資料を作成することで、お互いの考えを共有しながら話し合う場が生まれています。

さらに、英語のネイティブな発音を聞いたり、数学の3D立体模型映像などのデジタル教材を活用したりすることもあります。理科では実験動画を撮影して考察を深めたり、体育では自分の演技を動画撮影して改善点を見いだしたりする学習もしています。技術・家庭科や図工・美術などの技能系の授業では、ミシンやのこぎり、彫刻刀の使い方の動画をまとめておくことで、児童生徒が必要なときにこれらを見ながら主体的に作業を進められるようにしています。

牛久第二小学校では、国語や道徳の時間にポジショニングという機能を使って、与えられた課題に対する自分の考えや気持ちを数直線上にマーカーで配置して表現する活動を行っています。学級全員の回答を一斉表示できるので、自分とは異なる意見を参考にしながら、考えが変わったときには何度でもマーカーの位置を再配置することができるなど、主体的・対話的で深い学びの実現に寄与しています。

また、牛久南中では、オンライン掲示板ソフトの「パドレット」というものを授業で活用しております。このパドレットについては、テキストを入力しての投稿はもちろん、画像、動画、音声、手書きの文字など、様々なデータをオンライン上の掲示板に投稿してみんなで閲覧したり、そこにコメントしたりすることができるソフトです。具体的には体育の授業で春に測定した体力測定の結果を受けて、自分たちの体力を高めるためにはどのような準備運動にしたらよいかを考える活動において、多様な意見をそれぞれのタブレット端末からオンライン上の掲示板に書き込むことで、お互いに情報を共有し合いながら、牛久南中生全員の体力向上につながる準備運動を考えることができました。

また、教育委員会では、令和3年2月に牛久市教育委員会学習者用端末の持ち帰り等に関する規則を定め、タブレットの持ち帰りについて促進しております。コロナ禍において休校措置が取られた昨年度の9月には、持ち帰ったタブレットを活用しオンライン授業が行われ、アクティブ・ラーニングのような授業がどの学校でも進められました。担任がパワーポイントやワードで作成した課題をオンラインで提示して、生徒たちがその課題の画面に自分の考えを自由に書き込んだり、先生に音声や文字で自由に質問したり、子供たち同士で会話したりといった、ふだんと変わらない授業をインターネット上で行いました。

また、自宅で運動会の演技を練習してオンラインでみんなに見てもらっている学校、夏休みの思い出を語り合っている学校、修学旅行の実行委員会を開いている学校、社会の工場見学に行けないので見学先の工場の方にオンラインの話合いに参加してもらっている学校、コロナ禍で調理実習ができないので家庭で調理実習をしてネット上で交流している学校などがありまし

た。

今後は、児童生徒自身がタブレットを文房具として活用できるようにしていきたいと考えています。既に日常生活の中で当たり前のように使用している状況でありますので、先生の指示で活用する受け身の使い方ではなく、児童生徒自身が自由な発想でタブレットを文房具のように使いこなし、さらにレベルの高い「協働的な学びの授業」を実現していきたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 池辺己実夫議員。

○7番 池辺己実夫 議員 もう詳し過ぎるぐらいの説明だったんですけども、その中で私も書き込みがちちょっとあれだったんですけども、いや、これ教育長とかにちょっと伺いたいんですけども、さっき技術・家庭科で例えば何かこう削るとか、何か作るとか言っていたのではないですか。のこぎりを引くとか、ミシンでと今次長のほうから答弁あったんですけども、そういうのって、私も例えば小学校、中学校は行ったので、そうすると例えば、「君はこれ、駄目だな」みたいな形で言われると、先生がつきっきりで教えてくれるのではないですか、のこぎりもこう真つすぐ引くんだよみたいに。でも、そういったことをそのタブレットを見ることによって、やはり先生の負担も、全員こう見るのに、例えば35人を見るとしたら、やはりそれを見ながらできるというのはすばらしいし、あとは私たちで言えば、視察に行けない中で、タブレットを使ってやっているのを今言ったように工場見学でしたか、それを例えば行って、向こうの工場長なり責任者の方とタブレットを使って小中学生がそういうことをやっていると、本当にすばらしいな、まさしくこれはGIGAスクールでタブレット入れてよかったなと、これは本当に今の次長の答弁で感じました。ありがとうございます。後でまたよく教えてください。私たちもそれを使って負けないようにやっていきたいなと思いますので。

次に、タブレットの破損状況について伺います。これも保護者の方からぜひ伺ってほしいと聞かれたことなので、私も上手に答えられなかったのでしっかりとこの場で聞きたいと思うんですけども、パソコンを例えば壊してしまって修理に出したけれども、なかなか手元に戻ってこないというふうな形の親御さんからそういったことを聞いて、確かに小学校の低学年とかだったら何となく落としてしまったりとか、私なんかもそこで使っていたって、何となくこんな「うっ」とか言って落としてしまったりするときがあるので、まして議場は囲いがあるんですけども、小学校、中学校の机は囲いとかないので、確かに落としやすいのかなと思うんですよ。それで壊してしまったやつで、どの程度この修理に必要な日数がかかって、いつ戻ってくるんだみたいな形で聞かれたので、その辺のことをちょっと詳しく教えていただきたいなと思います。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 まずは、パソコンの破損状況についてお答えします。

学校では、日常的に授業の中でタブレットパソコンが使用されているため、持ち運び時や机からの落下等による故障や破損のリスクはやはり避けられません。

導入から今まで約2年間で発生した破損・故障による修理件数及び割合は、小学校で629台、中学校で374台の合計1,003台ということで、全体の約14%となっております。

破損・故障の理由として最も多いのがキーボードの破損で371件、2番目に多いのが画面破損で275件、3番目に多いのが外観の破損で241件となっております。これらが故障の理由の約80%を占めております。

その破損した際の修理の状況と期間の対応ということで、タブレットパソコンが破損・故障した際の修理につきましては、賃貸借契約の中でメーカー物損保証の対象となっているため契約業者による回収・修理を実施しております。

タブレットパソコンの破損・故障の状態により修理にかかる時間は異なってまいります、メーカーによる修理は、およそ1か月となっているのが現状です。ただし、年度末や夏休みなどは学校からも100件を超える修理依頼がまとまって入るため、その場合、2か月ほどかかってしまうこともございます。

これまでの破損・故障に伴う修理は、全てメーカーの物損保証により実施しておりますが、修理にかかった費用を概算で算定したところ約1,070万円という形になっております。

また、自分の端末が修理中の児童生徒については、学校に予備のタブレットパソコンを配備しておりますので、タブレットパソコンを利用する授業ではそれらの予備機を利用しております。破損による修理件数がどうしても多く、予備機で賄えない場合には、授業中に隣の児童生徒と共有して使用するなど柔軟に学校側で対応しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 池辺己実夫議員。

○7番 池辺己実夫 議員 ありがとうございます。私、今次に聞こうかなと思ったんですけども答えてくれたので、ここは飛ばしてしまっていていいです。

すみません、修理状況とかそういうのは分かって、仲間のパソコンを見せてもらったりしてやっていくというのも、それもちょっと今教えてもらったんですけども、これって保険でやって1,000万円以上ということなんですけれども、この保険は5年間、間違いなく大丈夫なんですかね。その保険のことをちょっと伺いたいです。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 保険については、5年間のリース期間のうち
の3年間分の期間を担保しております。

○杉森弘之 議長 池辺己実夫議員。

○7番 池辺己実夫 議員 今、私のちょっと耳が変だったのか分からないけれども、3年と
言ったんですかね、5年ではなくて3年。では、あとの2年はどういう感じでやるんですかね。
万が一破損した場合は、自費負担なんですかね。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 これについては、やはり台数と故障の頻度を
ある程度予測した中で、5年間掛けるための差額の経費よりも、修理費を払ったほうが圧倒的
に安いというような計算になっておりまして、そういう形で3年間の保証をつけている。2か
年は修理対応という形で、もちろん公費の予算を組む形で予定しております。

○杉森弘之 議長 池辺己実夫議員。

○7番 池辺己実夫 議員 ちょっと私、すみません、よく理解できないので聞くんですけれ
ども、3年間で1,000万円以上かかったということですよ、概算で。では、2年間、そ
れは保険で賄ったというんですけれども、その2年間は公費で1,000万円までいかなかった
としても、その中で例えば700万円とか何かは間違いなくそれはかかるお金だと分かって
いて、それを要するに保険料のほうが高いから、要は修理費で賄うという形の理解でよろしい
んですかね。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 細かいお話になるんですが、3年分の保証料
が8,000円、5年掛けると3万8,000円、残りの2年というのは当然古くなってきま
すので、そう考えると3万円の差額があります。6,970台ですので、大体7,000台と
考えると2億1,000万円、これだけの修理費はさすがにかからないだろうというところで
ございます。

○杉森弘之 議長 池辺己実夫議員。

○7番 池辺己実夫 議員 分かりました。ありがとうございます。

この問題の最後に、5年リース後の再整備について伺いたいと思います。令和2年度に国の
施策として推進された1人1台のタブレットパソコンの整備ですが、5年リース後の対応につ
いて改めて伺いたいと思います。リースが終了する令和7年度、まだありますけれども、新し
いパソコンは、これは行政側から今のように提供されるのですか。それとも、もしかしたら個人
負担で購入しなければならないのか。2年先の話ですけれども、もし個人で購入しなければ
ならないと考えた場合には、また保護者には新たな大きな負担がかかってくると考えるのです

が、まだ2年先の話ですから今現状で答えられないかも知れませんが、分かっている範囲で答えていただければありがたいのでよろしくお願いします。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 令和2年度に導入したタブレットパソコンについては、5年間の賃貸借契約という形になっておりまして、タブレットパソコンの製品寿命というのは、やはりバッテリーの寿命、消耗などがありますので、やはり5年ぐらいが限界であろうと考えております。リース満了となる令和7年度には、現在導入している端末の更新がやはり必要になっております。

令和2年度に導入した際には、GIGAスクール構想による国の補助金がございます、当時の全児童生徒6,970名の3分の2に当たる4,647名について、1台あたり4万5,000円を国の負担で整備されております。

令和7年度に予想されるタブレットパソコンの更新については、現時点では文部科学省は補助金の支出については全くの白紙という形になっておりまして、今後も国の動向を注視して慎重に検討していく必要があると考えております。

なお、参考までに高等学校については、当初からタブレットパソコン導入の費用が国の補助対象外となっていたため、県内の高等学校では原則保護者負担としてGIGAスクール構想を推進しているというところでございます。

小中学校と高等学校ではやはり義務教育であるという点で違いはございますが、保護者負担も視野に入れ、既に保護者が負担している教材費や学校徴収金の見直しなども含め、負担軽減のための補助の必要性や経済的に困難を抱える家庭に対する支援など、様々な角度から検討を行い、1人1台タブレットパソコンの環境を維持していきたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 池辺己実夫議員。

○7番 池辺己実夫 議員 答弁ありがとうございます。私は今回、これはもう答弁しないでいいですからね。これは私の考えなんですけれども、私、今回ランドセルもタブレット型のパソコンもなぜしたのかというのは、よく近隣市町村でやはりランドセルを贈っている自治体いっぱいあるではないですか。私はそれは、私の考えですよ、それはちょっと違うのかなというところがあって、やはり受益者負担ではないですけども、使用する側、そうすると人から与えられたのだと落としてしまっても、何となくまた直してくれるからいいやとかではなくて、やっぱり自分の例えばお父さん、お母さんがしっかり働いてくれて、私たちのためにお金をこれだけ入れてくれているんだと思えば大切にしている部分も違ってくるのかなと思うので、全てを市任せにするのではなくて、その辺の説明も教育委員会のほうから学校長を通じて各保護者の

方に説明をして、ランドセルだったら、私が先ほど言った軽量のバッグで、幾ら幾らは例えば補助対象になりますとか、タブレットの中でも、全額ではないけれどもその中の数万円は負担してもらおうとか、そういった形の考え方も一つあるのかなと思っています。

明確な答弁をいただきまして、ありがとうございました。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○杉森弘之 議長 以上で、7番池辺己実夫議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時15分といたします。

午後0時01分休憩

午後1時18分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、8番諸橋太一郎議員。

〔8番諸橋太一郎議員登壇〕

○8番 諸橋太一郎 議員 新政会の諸橋太一郎です。

通告に基づくことを前提に、一般質問を始めたいと思います。

今回の質問は、選挙前に配られたこのチラシを見た市民から、私の元に複数の声が寄せられました。このチラシに基づいて、市の考える重点施策についての質問を行います。

まず初めに、本市の考える重点施策についての考え方をお伺いします。市の施策については、全てが重要であると私は考えますが、やはりそこはめり張りをつけた政策の決定がなされるものと考えております。そこで、現在、牛久市の考える重点施策についての基本的な考えをまずお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 当市における重要施策としましては、市の総合計画の基本計画に位置づける取組のうち、重点的に取り組む事項を指すものが挙げられます。

また、各年度において、採択される事業のうち、特に推進すべき事業については予算の概要資料などにおいても特筆して取りまとめております。

当市としましては、重要施策はその時々環境により臨機応変に判断するものと捉えており、明確な定義づけに限らず、市の事業としての重要なものを重要施策として整理しております。

○杉森弘之 議長 諸橋太一郎議員。

○8番 諸橋太一郎 議員 重要施策の施策決定の経緯と経過についてお伺いをいたします。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 市が実施する各事業につきましては、事業を立案する段階で、事業担当部局においてその必要性や効果を十分に検討した上で、市長による決裁により最終的に決定されることとなります。その中でも、重要であるものについては、庁議訓令により、庁議による審議を経ることと規定されております。

重要施策としましては、このような経緯で決定された事務事業のうち、市民への影響や事業効果などの点を踏まえ、より重点的に推進すべき事業を重要な施策として整理し、予算の概要資料などにおいても特筆する形での整理を行っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 諸橋太郎議員。

○8番 諸橋太郎 議員 次に、ひたち野リフレビルへの市の窓口開設と教育委員会移転の決定経緯と審議過程をお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 お答えいたします。

昨年、令和3年8月、ひたち野リフレビル5階と6階に入居しておりました小森エンジニアリングの撤退の申出を受けまして、同じく8月にひたち野リフレビル利活用検討委員会を設立し、ビル全体の活用方法について検討を行いました。当該委員会は、委員長を総務部長とし、副委員長に経営企画部長、ほかの委員を市民部長、環境経済部長、建設部長とし、令和3年度内に合わせて3回の会議を開催いたしました。

令和3年9月6日に第1回会議を開催しまして、利活用方針について協議を行いました。この際に窓口開設の提案が上がっております。

第2回開催は10月6日、テナント誘致のあっせんや募集条件、市役所窓口機能の拡充策としての窓口開設、さらに教育委員会の事務室移転についても協議しております。

第3回開催は11月25日、庁舎機能の一部移転として、窓口開設と教育委員会移転を協議しております。移転目的は、本庁舎窓口混雑の緩和、教育委員会事務室集約による業務の効率化、また本庁舎事務室の狭隘状況の緩和であります。

これら過程を経まして、ひたち野リフレビル改修工事費を令和4年度の当初予算に盛り込みまして、現在改修工事を進めているところであります。あわせて、今年度より（仮称）ひたち野リフレ市民プラザ開設プロジェクトを立ち上げまして、これまで19回にわたる検討会議を経て来年2月の開設を目指しているところであります。

なお、移転後の第3分庁舎につきましては、現在、環境経済部を中心に移動する課を検討中でありまして、可能な限り本庁舎の狭隘な執務環境の解消に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 諸橋太郎議員。

○8番 諸橋太郎 議員 ただいまの部長の御答弁ですと、9月に開催をさせたひたち野リフレビル利活用検討委員会の出席部長の中から、窓口開設の提案が9月の段階でされたという認識でよろしいでしょうか。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 第1回の検討会議が9月6日ですから、そのときに構成するメンバーから、窓口を設置したらどうかという案が出されております。

以上です。

○杉森弘之 議長 諸橋太郎議員。

○8番 諸橋太郎 議員 そうしますと、前議員が秋にまきましたこのチラシによりますと、「牛久市役所の本庁舎の狭さ、老朽化が懸念されており、事務所としての使用が妥当と思われるひたち野リフレビルに分庁舎と支所的役割を持つ総合窓口を開設してはどうかと提案。令和5年の年明け、分庁舎として教育委員会の移転と2階の支所的な役割のある窓口の開設が実現に」とありますけれども、このチラシを見ますと、前議員が提案したかのようなチラシになっておりますけれども、これというのは間違いと判断してよろしいですか。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 繰り返しになりますが、昨年の9月6日のひたち野リフレビル利活用検討委員会におきまして、窓口の開設の提案が出されまして検討が始まったところです。その議員のチラシということですが、昨年12月の第4回定例会におきまして、狭隘な庁舎の現状やあるいはリフレビルの現状について質問された際、窓口の開設について御提案をされておりますが、議会での一般質問の前に例えば違った場面で御提案をされたりということもございまして、検討委員会にどの程度影響があったかの判断はできないということで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 諸橋太郎議員。

○8番 諸橋太郎 議員 なかなか答えにくいというのは理解をしておるつもりですが、先ほどの部長の答弁ですと、11月25日、窓口の開設と教育委員会が移転ということで、この移転が決定したのは11月25日でもいいのか再確認をさせていただきます。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 検討委員会の中では、昨年度、令和3年度中に3回開催をしております、最終的に11月25日におおよそ2階の窓口開設と教育委員会の移転についてほぼ決定

をして、それで内部でその後の調整に入っているということで、その検討委員会の中では11月25日にほぼ素案が固まったというところであります。

以上です。

○杉森弘之 議長 諸橋太一郎議員。

○8番 諸橋太一郎 議員 今の部長の答弁で11月25日には決定したということで、前議員が一般質問に提案した際にはもう全て決まっていたものと認識の下、進めさせていただきませぬ。

このチラシによりますと、前議員が提案して実現となっておりますが、私の思いですと、チラシの内容と答弁では決定の経緯がまるっきり違うと思います。やはり参加している幹部の部長方はもう手だれの方が多いと思いますので、この議員がこういったことを政治利用するということはあるものだと思うんですが、これが仮に若い職員の方が提案したことが実現となったことを、我々議員のほうで、私が提案して実現をしましたというような手柄の横取りではないですけども、そういったことがありますと、役所の若い職員の方がもし仮にそういうことがあると、自分が提案したことが何で議員さんの手柄になってしまうのかというような思いを抱かれるようなことがあると思うんですが、こういった事実と違うチラシが配布されたことに対して、役所としては抗議等というのは行う考えというのがありますか。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 先ほども御答弁させていただきましたけれども、様々な決定した以前に、その当該議員さんが様々な場面で御発言をされたり、活動されたりというのを市のほうでは詳細に把握しておりませんので、万が一、その決定よりも前に議員さんが様々な場面でひたち野リフレビルに窓口開設をというお考えがあったのであれば、それは半ば誤りではないかなという可能性もありますので、そういった部分もあって行政のほうからその申出をするとか、そういう考えは一切ございません。

以上です。

○杉森弘之 議長 諸橋太一郎議員。

○8番 諸橋太一郎 議員 ちなみに、エスカード牛久ビル及び牛久シャトー対策検討特別委員会というものが開催されておまして、第1回が令和3年4月28日から始まり、6月10日、8月6日、8月30日、10月6日、10月26日、11月8日、11月22日という会議を経て、特別委員会の中間報告という形でエスカード牛久ビル及びシャトーの中間報告を出させていただきましたが、この中でエスカードへの移転は確かに市役所機能の移転等、マチナカリビング等の話が出ておりました。

前議員もこの委員会のメンバーだったんですが、この市役所機能の移転について、リフレビ

ルに移転を提案したらどうですかという発言はなかったというふうに私は記憶をしております。もし私がこのように前議員の立場でリフレビルに市役所機能を移すのが妥当ではないですかという考えを持っていたのであれば、私はこの委員会の中で何らかそういった発言をしていたと思いますが、前議員についてはこのような発言は一切なかったということで、今回のこのリフレビルの移転について前議員は一切関わっていなかったというか、そういった考えは一般質問の前には持っていなかったのではないかなというふうに判断をいたして、次の項目に移らせていただきます。

ただ、実際に審議過程の中で検討した内容とこういったチラシの内容が違うのであれば、私は抗議をしたり、訂正の申入れをするほうが妥当ではないかなというふうに個人的には考えます。

それでは、次の質問に移ります。また、このチラシの中には「茨城維新の会より、日本遺産牛久シャトーへの修繕費等のため牛久市へ200万円を寄附」ということで、寄附をした写真がこのように載っております。寄附行為について自分なりに調べてみましたところ、総務省のホームページによりますと、「政治家と私たち有権者のつながりはとても大切です。しかし、金銭や品物で関係が培われるようでは、いつまでたっても、明るい選挙、お金のかからない選挙に近づくことはできません」とあります。これは政治家個人や後援団体からの寄附についてなんですが、政党支部からの寄附につきましては、平成30年に総務省のほうより「政党支部からの寄附について」ということで文書が出ています。ちょっとお時間を借りまして、述べさせていただきます。

総務省としては、個別の事案について実質的調査権を有しておらず、具体的な事実関係を承知する立場にはないので、一般論としてであるが、公職選挙法では、公職の候補者等、政党、政党支部、後援団体のそれぞれの寄附を行う主体別に異なる対応の禁止規定が置かれているとあります。一般の政治支部は、公職の候補者等の場合とは異なり、公職選挙法第199条の3において候補者等の氏名を表示し、または氏名を類推させる場合に限って、当該選挙区内にある者に対する寄附が禁止されている。「氏名を表示し」とは、直接公職の候補者等の氏名を表示することをいう。また、「氏名が類推される方法」とは、直接公職の候補者等の氏名の表示がなくても、法人、会社、団体名を記載することによって、その氏名が類推されるような場合にその団体名を記載することをいう。例えば政党支部の職員または秘書が氏名の表示のない政党支部からの寄附を持参することは、直ちに氏名が類推される方法によるものではないと考える。いずれにしても、具体の事例については、個別の事案ごと、具体の事実に応じて判断すべきものと考えられます。

こうなりますと、この寄附というのはすばらしい行為で、なかなかできるものではないので

すが、こういった牛久市に200万円を寄附した行為というのは法的に問題がないというふうにお考えでしょうか。

○杉森弘之 議長 滝本 仁市長公室長。

○滝本 仁 市長公室長 日本維新の会からの寄附につきましては、第2回定例会の予算常任委員会で、石原委員からの質問の際にもお答えしたものですけれども、候補者等の氏名の表示がない政党名での寄附であるため、寄附の申出があった段階において、その扱いについて茨城県選挙管理委員会と協議の上、政党名の寄附が公職選挙法の定める禁止規定に該当しないことが確認できたため、法律上認められる寄附として受領したものでございます。

以上でございます。

○杉森弘之 議長 諸橋太一郎議員。

○8番 諸橋太一郎 議員 分かりました。寄附という行為は、非常にこれはなかなかできる行為でないというふうに私も認識しております。まして、牛久シャトーの修繕費のため200万円を寄附ということかなり高額ですので、こういった行為は大変すばらしいことだと思いますが、私自身の考えでは、こういった寄附行為をこのような選挙にも使えそうなチラシに載せるということは、やはり寄附というよりはこの寄附行為をこれに載せてPRする目的があったんじゃないかなというふうに私自身は考えてしまいます。

やはり、今世間ではちょっと前にタイガーマスクがランドセルを全国の各施設に寄附をしたというニュースが明るく報道されておりましたが、決して寄附というものは自らの政治活動に利用するものではなく、個人の思いでするものでないかなというふうに私自身思います。私がもしこの立場で寄附をしたとしても、こういった政治利用はすることはなかったなということをし添えて、次の質問に移ります。

次に、エスカードビル利活用に関する中間報告に対する市の意見、感想をお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 令和3年12月7日に牛久市議会議長より提出されました「エスカード牛久ビルの公共施設整備に関する検討結果報告（中間報告）」につきましては、早急に取り組むべき課題への対応について、「マチナカ市役所」、「マチナカリビング」、「駐車場整備」並びに「駅周辺への行きやすさ」の提言をいただいたと認識しております。

まず、「マチナカ市役所」につきましては、エスカード牛久ビルと牛久市役所との近傍性、市内全域を視野に入れた行政サービス向上の観点から、ひたち野リフレビル2階に住民異動機能を備えた窓口の整備を決定しました。

マチナカ市役所については以上になります。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 続きまして、「マチナカリビング」につきましては、図書コーナー、学習スペース等が提案されたものでございますけれども、現在のエスカード牛久ビル公共施設整備計画は、これらの御提案に十分に対応した内容となっていると考えております。

これまで、エスカード公共施設基本構想・基本計画の検討段階から申し上げてまいりましたが、エスカード牛久ビルが「駅前にある」、「牛久駅に直結している」という立地条件等も踏まえ、高校生等の利用を促す観点からも、学習スペースの整備は当初検討時から含めており、「静音環境」と「オープン環境」の2種類の学習スペースと、6名程度の小会議室を設け、「グループで話し合いながら学習できる」スペースとしての利用にも対応しております。

また、フロアの中心に位置する大きなフリースペースには、書架を配置しており、図書の閲覧や貸出しも行える図書館機能を備えた施設としているほか、小さなお子様連れの方がくつろげるスペース等を備えるなど、今回の中間報告の「マチナカリビング」の概念として示された「自分の好きな場所で心地よい時間を過ごせる『リビング』であること」の機能は十分に備えているものであると認識をしております。

したがって、中間報告で牛久市議会から示されたマチナカリビングを具現化したものが、現在のエスカード牛久ビル公共施設整備計画であるとの認識をしておるところでございます。

最後に、「駐車場の環境整備」、「駅周辺への行きやすさ」のうち、まず、エスカード牛久ビルの地下駐車場につきましては、以前より、度々「暗い」などの意見をいただいております。

これに対しまして、エスカード牛久ビルを管理します牛久都市開発株式会社においても検討をしてまいりましたが、本年5月の「パシオス」、「ダイソー」の新規出店に合わせ、これまで多くの商業施設で事業展開を行ってきた2社の開発部門の方々から御意見をいただき、協議を重ねた上で、駐車場照明器具のLED化や駐車場の路面標示等の変更を行っております。これは、単に灯具を替えるだけではなく、標示の仕方や色、さらには一部車の通行方向を変更するなどの御提案を受け、駐車場の利便性向上のための整備を行ったものとなります。

また、「駅周辺への行きやすさ」につきましては、これまで牛久市では、牛久駅を中心とした中心市街地の活性化と併せ、「駅周辺の整備」と「駅までの交通手段の確保」の両面から取組を進めてまいりました。

「駅周辺整備」では、平成28年度に牛久駅東口ロータリー改修事業が完了し、それまで特に通勤時間帯には大変混雑し、人と車が入り乱れていた牛久駅東口を、人と車、一般車とバス等の動線を分離し、安全な牛久駅前へと改善を図り、牛久駅西口におきましては、まさに現在「牛久駅西口地区都市再生整備計画」に基づき、国庫補助金を活用しながら、牛久駅とエスカード牛久ビルをつなぐペDESTリアンデッキへの屋根設置や牛久駅西口ロータリーのバリア

フリー化を含む改修を実施しており、さらに、今後は牛久駅西口へのトイレ整備も予定をしております。

これら牛久駅的环境整備は、牛久駅を利用する方の安全性の確保と利便性の向上につながるだけでなく、エスカード牛久ビルをはじめとした牛久駅周辺施設への人の往来を活性化するものであり、牛久駅を「中心市街地活性化の拠点」、「牛久市の玄関口」として考える上では欠くことのできない整備であると考えております。

また、牛久駅と各家庭をつなぐ交通手段として、かっぱ号については、ルート・ダイヤの改正等を行いながら、市民の皆様にとってより利用しやすいものとなるよう改善に努めるとともに、本年度より「つくバス」の牛久駅乗り入れも開始しております。

また、「うしタク」につきましても、10月3日から運行時間を拡大するなど、利用者の皆様からの意見を伺いながら、都度改善に努めているところです。

以上です。

○杉森弘之 議長 諸橋太郎議員。

○8番 諸橋太郎 議員 私は、市役所の老朽化による建て替えも今後考えなければならないと考えておりますので、庁舎機能の分散化ということは今後進めていかなければならないと考えております。

また、今回のリフレビルへ窓口開設というのは、そういったことも執行部の方が考えているものではないかなと考えますが、駅周辺には高齢化が進んだ行政区も多くあるために、住民サービスの向上を考えた場合には、やはりエスカードビルにマチナカ市役所の開設は必要であると考えております。

また、マチナカリビングについて図書館機能を有した集うスペースも大変必要なんです、若者が集うには、日本の文化であります漫画を集約したコーナーなどをつくることも考えていく必要があるとも考えております。

また、駐車場の利便性向上の整備を進めていただいたことは利用者にとって大変メリットとなるもので、感謝を申し上げますとともに、かっぱ号やうしタクについても、市民の方がより利用しやすいものとなるよう改善に努めていらっしゃるということですが、なかなか市民の皆様にはこういった執行部の努力が伝わらないということがありますので、今後こういったことはどんどんアピールをしていただきたいなと考えます。

また、エスカードの利用に関しましては、市役所のほうで中間報告を出ささせていただきまして、牛久市のほうで出しておりますエスカード公共施設基本構想基本計画書総合版というものに基づいて執行部は考えられていると思うんですが、やはり市長はじめ執行部は市民の、市長は市民の代表でもありますが、私ども議員のほうも選挙で選ばれ、二元代表制ということで市

政を進めている、車でいえば両輪であると思われます。なので、やはりエスカートの利活用につきましては、もう少し執行部側と議会側が腹を割って、膝を突き詰めて議論を進めていかなければならない問題と考えますので、今後議論が深まりますよう執行部の皆様にもお願いを申し上げまして、エスカート牛久ビルの活性化について今後大いに議論をすることを願ひまして、私の一般質問を終わります。

○杉森弘之 議長 以上で、8番諸橋太郎議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時55分といたします。

午後1時49分休憩

午後1時59分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、4番加川裕美議員。

[4番加川裕美議員登壇]

○4番 加川裕美 議員 無所属・無会派の加川裕美です。

通告に基づき一般質問をさせていただきます。

まず、大きな1番、交通安全対策についてお伺いします。

3月の定例会で、市内通学路の危険箇所について質問をしました。本日は、どのような対策が行われたか確認してまいります。

私自身のことですが、長男が5歳のとき、ブレーキとアクセルを踏み間違えた車が歩道に乗り上げてきて、数メートルを一緒に逃げ、自動販売機の陰でかわした記憶があります。当時持っていた買物袋を投げ出し、その中身の食品、特に果物がぐしゃぐしゃにひき潰され、その後、車は4台の車と接触し、現場から走り去ってしまいました。当時、5歳の長男にその記憶は強く焼き付けられ、彼はその後大学で自動車研究に携わることになり、来春からブレーキシステムの開発者として社会人になります。

また、数年前、牛久運動公園の前で娘の同級生が接触事故に遭い、しばらくその道を通ることができませんでした。市に要望の結果、信号機の設置はまだですが、牛久市より安全ポール設置と早急に草刈りを行っていただき、日常を取り戻した経緯を伺っています。

交通事故は、当事者の生命・身体はもちろん、関係者全てに生涯、多大な影響を及ぼします。通学・下校途中の事故、高齢者を巻き込んだ事故は今も全国各地で起こり、先月11月、神栖市で起きた小学生の重大事故は御記憶に新しいことと感じます。これまで各議員、市民からも市内の危険箇所について様々な指摘があり、本市ではそれらを受けて全域で対策が取られたと

把握しています。

分かりやすい資料を、先週12月2日金曜日に全議員宛てにタブレットに資料配付していただきました。大変分かりやすくまとめていただきましたので、ぜひ御参照いただけたらと思います。御指摘いただいた箇所も整備が完了しております。

それでは、まず最初に（1）番として、令和3年度の整備概況をお示しください。

○杉森弘之 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 牛久市では令和3年6月に発生した千葉県八街市の事故を受けて、すぐに通学路危険箇所の再点検、洗い出しを実施いたしました。直ちに令和3年9月議会に補正予算を編成いたしまして、安全対策を実施しております。その主な対策箇所でございますが、まずは車道の幅員を部分的に狭めることにより車両の速度抑制を図る狭窄を、牛久警察署から運動公園へ向かう下根区民会館付近と栄町保育園付近の2か所に設置いたしました。

次に、歩行者と車両が接触することを防ぐ防護柵を、中根小学校の通学路であるひたち野さくら公園付近と岡田小学校の通学路である上池団地入口交差点付近、神谷小学校の通学路である栄町保育園付近の3か所に設置しております。

また、交差点において車両が歩道に進入することを防ぐための車止めを市道21号線の下根大橋北側交差点を含めた9か所の交差点に設置いたしました。

さらに、交差点の存在を目立たせることで、ドライバーに速度抑制等の注意喚起を促す交差点カラー化をぶどう園通りの牛久シャトー正門から市役所側の交差点を含めた11か所で設置しております。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○4番 加川裕美 議員 ただいまお伺いいたしましたところ、狭窄、防護柵、車止め、カラー化、計25か所で実施されたと把握いたしました。防護柵、狭窄は、車両の減速と歩行者の道路はみ出しを防ぐ両面のメリットを実感できると、見守りボランティアの声をいただいております。

こちら、下根中学校通学路に設置していただきましたポールと、それから視覚効果を利用した、一見ドライバーのほうからは凹凸があるように見えるイメージハンブでございますが、中学校の自転車のはみ出しが非常に多かったところ、大分それが減ったと地域の方からお声をいただいております。

また、こちらは栄町保育園の事例でございますが、ポールに徐行、交通安全等の文字を組み入れて、さらに防護柵で強化対策を行っていただきました。こちら、児童の通行できる幅をきちんと確保していただいたことで、子供たちが安心して通れるようになり、さらにドライバーの方の注意喚起につながりました。また、残念ながら選挙カーは乗り入れられなくなりました

が、市内随所にこのような車止めを設けていただき、車が道路に乗り上げることができないようになっております。

牛久シャトー正門付近には、このようにカラー化が行われ、市内何か所かにも行われておりますが、夜間ドライバーの方からは、こちらは蛍光色でございますので、非常に夜目にも反射して運転しやすくなったという声をいただいております。ありがとうございました。

次いで、(2)番として、今年度、令和4年度直近までの対策状況をお示しください。

○杉森弘之 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 今年度実施いたしました交通安全対策といたしましては、国道6号の牛久市役所入り口交差点から新たに開通した市道23号線との交差点までの区間において、歩行者の安全な通行を確保する対策を実施いたしました。この市道は牛久第二小学校の通学路となっておりますが、対策前は車道が片側1車線ずつの2車線で路肩も狭いため、歩行者と車両の接触が懸念されておりました。

今回の対策では、センターラインを消しまして片側の路肩を1.5メートル確保し、さらにカラー化することにより車道との分離を図ったことで、歩行者の安全な通行を確保するものとなっております。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○4番 加川裕美 議員 ただいまお示しいただいた令和4年度の整備箇所、こちらは幅員の狭い道路は路面をカラー化することで、信号の赤と同じでございますが、ドライバーの喚起をより高める効果があるというふうにお声をいただいております。

次に、今後予定されている箇所についての対策をお伺いします。

○杉森弘之 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 今年度、令和4年度ですね、これから実施予定の箇所といたしましては、ひたち野東5丁目地内、びゅうパークひたち野前交差点から北側へ延びる一方通行の市道3130号線におきまして、交差点の存在を目立たせることで、ドライバーに速度抑制等の注意喚起を促すための対策といたして、7か所交差点がございますが、舗装面の改修と併せまして3か所の交差点カラー化を実施予定でございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○4番 加川裕美 議員 交差点3か所でカラー化が行われるということですね。

最後の(3)として、令和5年度以降に整備、対策が見込まれる箇所や市民要望を生かしての計画をお聞かせください。タウンミーティングや小中学校からの声で幾つか挙げられている

箇所にはどのような対策がなされますか。

○杉森弘之 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 令和5年度以降に予定されている交通安全対策についてですが、まずは柏田町地内の市道5号線、一厚踏切から西側の区間において、センターラインを消しまして路肩を確保し、歩行者が安全に通行できるような対策を予定してございます。

こちらの市道は中根小学校の通学路となっており、牛久第二小学校の通学路の事例と同様に、歩行者と車両の接触が懸念されております。

また、児童が踏切を渡った後に通学路に指定されている歩道を利用するために、交差点に設置されている横断歩道を3回渡っている現状がございまして、これを解消するために、踏切の手前に横断歩道を設置することを現在、牛久警察署と協議を進めているところでございます。

次に、令和4年度実施予定であるひたち野東5丁目地内、びゅうパークひたち野前交差点から北側へ延びる一方通行の市道3130号線、先ほどの説明でございまして、7か所ある交差点のうち残り4か所分の交差点カラー化を予定してございます。

その他、ひたち野東地区及び小坂団地内のゾーン30に指定されているエリアにつきましても、車両の交通量や通過速度を鑑みて、さらなる速度抑制対策等を検討してまいりたいと考えております。

今後も、通学路点検の結果や行政区等からの要望も含め、学校関係者や牛久警察署、庁内関係課と密に連携を図り、さらなる道路利用者の安全確保に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○4番 加川裕美 議員 今、小学校通学路で踏切を渡り、さらに横断歩道を3回渡るという極めて危険な箇所を指摘されましたが、そちら警察と協議中ということで、ぜひお願いいたします。

また、市内に2か所設置されている区域速度規制ゾーン30についても、さらなる抑制対策を検討されるということですが、こちらはひたち野地区より区域内を50キロ超えて通り抜ける車両が後を絶たないということで、行政区から安全強化の要望が出ていると把握しています。具体的にはどのような対策をお考えですか。

○杉森弘之 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 令和4年10月にひたち野東行政区長さんとひたち野東自治会長さんから、ゾーン30エリアの通過する自動車の速度超過対策の要望がございまして、速度抑制の装置、いわゆるハンプとか狭窄等の御提案もございまして、今のところ我々市役所のほうとい

たしましても、まず、職員のほうで朝の交通量の確認だとか、実態を確認しまして、それから牛久警察署のほうとももちろん協議をしなければならないと考えてございます。

今回、要望をいただいた場所につきましても、現地の交通量の調査、沿道の利用状況の確認、対策の必要性の有無も含めまして検討をしてみたいと考えてございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○4番 加川裕美 議員 牛久市の道路は非常に安全という、近隣の町の議員さんからも声をいただいています。ゾーン30については、速度を30キロで走行するように規制するものですが、実施から数年たつと、どうしても通り抜けに使われたり、それが守られないということが出てまいります。今回、様々に対策していただいたこのような視覚化を利用したハンプ、それからポールですが、既にゾーン30プラスの域にまで達しているほど高度な対策だと思います。引き続きこちら、よろしくお願い申し上げます。

加えて、こちらは、去る12月5日に成立した改正航空法、いわゆるドローン法ですが、有人地帯、住宅地で目視の範囲外でドローンを自動・自律飛行させることが可能になりました。買物支援や防災に効果が期待される一方で、墜落や追突という事故も想定されます。飛行届は国土交通省航空局になされるものですが、自治体として交通安全は今後、地上だけでなく空の安全も考慮していかなければなりません。条例整備等も早期に必要なようになってくると考えます。高い評価を受けている道路整備と地域安全のクオリティーを、ぜひ今日から未来までよろしくお願いいたします。

続けて、大きな2番、市民活動の現状と展望についてお伺いします。

大変広い意味のあるタイトルでの質問ですが、感染症との攻防が続き3年、改めて当市の市民活動は今どのような状況にあるのか、今後どうあればよいのか、共に考えていきたいと思えます。

同僚議員が議会でも取り上げられましたが、市民の行政区、自治会離れが加速しています。主な行政区の自治体加入率と感染症予防のために中止された主なイベント行事について確認いたします。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 行政区の加入状況ですが、令和4年度の市内全体の加入率は64.9%となっております。加入率の高い行政区としては、秋住団地の91%、牛久駅西ニュータウンの90.7%となっており、また、加入率の低い行政区としては、ひたち野中央の20%、竹の台並びに大和田の43.2%となっております。

次に、コロナ禍で中止された活動・イベント等についてですが、行政区が参加する主なもの

としては、うしくかっぱ祭りが令和2年度から令和4年度まで3年連続で延期となり、牛久、岡田、奥野各地区の運動会についても同様に中止となっております。

行政区の集会所で実施していただいているたまり場活動に関しては、国の緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置の適用及び県独自の感染症拡大市町村指定により、令和2年2月から令和4年3月に至るまで、断続的に延べ9か月の活動の自粛を市からたまり場実施行政区に要請いたしました。

また、市からの要請の有無にかかわらず、自主的にたまり場活動を休止した行政区もございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○4番 加川裕美 議員 中止になった市民一斉行事として、環境美化の日、市民には通称グリーン作戦という名称で知られていますが、こちらの状況はいかがでしょうか。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 環境美化の日は、例年5月に関東地方環境美化運動の日、11月に牛久市環境美化の日、3月には牛久市グリーン作戦として、年間3回実施されております。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和元年11月を最後に環境美化の日を中止しておりましたが、本年5月の関東地方環境美化運動の日から再開いたしました。コロナ前に実施された最後の環境美化の日の参加人数は7,947名となりましたが、再開後の令和4年5月には、新型コロナウイルス感染症を危惧し、参加を見送る行政区もあったことから、852名少ない7,095人の参加人数となりました。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○4番 加川裕美 議員 清掃活動は、今年度になりまして2回行われまして、去る11月にも行われましたが、久しぶりにすがすがしい体験でした。

では、引き続き、本年度再開された主な市民活動やイベント、そして新たな施策等をお伺いします。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 今年度の主なイベント等の実施状況ですが、行政区が参加する主なものとしては、うしくかっぱ祭りが延期、牛久、岡田、奥野各地区の運動会が中止となりました。

一方で、行政区が参加するイベントではありませんが、うしくWa iワイまつり、菊まつりは感染対策を徹底した上で開催することができました。

また、スポーツ関連では、グラウンドゴルフ大会、健康づくり体操教室など、一部のイベントが再開しております。

そのほか、牛久市国際交流協会主催の「常陸太田里山フェア見学ツアー」も3年ぶりに実施でき、39人の市民が参加し、常陸秋そばの味と香りを思う存分満喫していただきました。

今年度のたまり場活動については、市から行政区への活動自粛要請はしておりませんので、年度当初から基本的な感染症対策を取り入れながら、コロナ禍以前と同様に活動しております。

また、今夏は猛暑による熱中症対策を目的として、各行政区に御協力いただきながら集会所を利用した「涼み処」を開設し、新たな市民交流の場を設けることができました。

さらに、今年度限定の補助金ではありますが、牛久市ががんばる行政区活性化事業補助金を交付し、行政区の秋祭りや文化祭等のイベントを開催するためのきっかけづくりとして活用していただくことで、地域住民がコロナ禍以前のように交流を図り、行政区活動の活性化に寄与しております。

現在、この補助金を利用し、41行政区がイベント等を既に実施、あるいは予定しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○4番 加川裕美 議員 ただいまお示しいただきました新しい施策、がんばる行政区活性化補助金についてお伺いします。

67行政区があると把握しておりますが、ただいまの御答弁で、41行政区から申請があり、実施されたと把握しました。その主な使い道や実際に利用した行政区の声などをお聞かせください。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 牛久市ががんばる行政区活性化事業補助金を利用した各行政区の事業内容についてですが、ある行政区では南中学校の生徒の企画によるイベントを開催しました。これは、南中学校の3年生の総合的な学習の時間のテーマである地域活性化プランの一環として、南中学校生徒が企画し、行政区が支援するという形で実現したものと伺っております。

当日は、行政区内から南中学校に通学する生徒19名が参加し、ヨーヨー釣りや射的など5つのゲームの屋台を出しました。参加した生徒からは、「コロナ禍で毎年恒例だったお祭りがなくなって楽しみがなくなっている中で開催だったので、今回のお祭りに来てくれた子供たちが少しでも笑顔になってくれたのでうれしいです」、「今回はコロナ禍で中学生以下が対象でしたが、来年はもっと規模を大きくしてお祭りを実施できるといいと思います」などの声が聞か

れました。

また、別の行政区では、防災訓練を実施しました。午前9時に発災したという想定の下、各班集合場所から第一次避難場所である行政区集会所に集合し、非常持ち出し袋の備品確認や備蓄品の紹介等を行いました。小学生以下11人、成人73人の計84人が参加しました。参加者からは、「久しぶりに行政区のイベントに参加できてよかった。早くコロナが落ち着いてほしい」という声が聞かれました。

また、別の行政区ではみんなで花壇植えを行いました。小学生以下30人、成人38人の計68人で、パンジー400本、ハボタン47本を集会所の花壇に植え、区民同士の交流を図りました。参加者からは、「コロナ禍が完全に終息するにはまだ時間がかかると思う。このように、少しずつでも行政区内での活動の機会が増えるといいと思う」というような声が聞かれました。

例として3つの行政区の事例を御紹介いたしましたが、このように多くの行政区で、牛久市ががんばる行政区活性化事業補助金を活用した世代を超えた交流により、コロナ禍で停滞していた行政区活動の活性化を図っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○4番 加川裕美 議員 ただいま、がんばる行政活性化補助金の使い道についてお伺いしましたが、こちら私、非常に画期的な施策だというふうに考えました。今まで行政区やたまり場に補助金を出していたことは把握しておりますが、まずこのネーミングと使い道をあまり限定しない、さらには子供も参加してよい、このようなことが行政区や自治会の枠を超えて取り組むきっかけになったのではないかと考えます。ただいま今年度限りというふうにお話しいただきましたが、ぜひ再検討いただきたいと思います。防災訓練や、中学生、子供たちを巻き込んだの様々なイベントは、何よりも大人たちを動かし、行政区の活性化に結びつくと考えます。

そこで、3番になります。来年度はどのような活動が再開、または予定されていますか。特にずっと止まっているというふうには把握していますが、海外の派遣交流、こちらはどのようになっているでしょうか。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 コロナ禍後の市民活動の活性化についてですが、地域住民相互の触れ合いを促進し、地域まちづくりの推進を図ることを目的とした行政区運営費補助金及び地域住民の福祉の増進及び地域の活性化に寄与することを目的としたたまり場補助金を今後も継続して交付し、行政区活動等に活用して、コロナ禍以前のように各行政区がお祭りや子供たちが参加しやすいイベント等を実施して、活発な行政区活動に役立てていただけれ

ばと考えております。

行政区が参加する主なイベント等としては、感染症の拡大状況に左右される部分がありますが、対策を徹底し、かっぱ祭り、牛久・岡田・奥野各地区の運動会等の様々な行事等を実施してまいります。

また、海外との交流については、こちらも感染症の状況を見極めながらにはなりますが、令和5年4月には、牛久市と姉妹都市であるオーストラリア・オレンジ市より高校生17名が牛久市を訪問し、市内高校の生徒たちと交流を図り、市役所にも来庁する予定となっております。

今後は、姉妹都市間でコロナ禍以前のような活発な交流が再開できるような事業を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○4番 加川裕美 議員 それでは、追加で2点ほどお伺いいたします。

来年度は、オーストラリアのオレンジ市から高校生が訪れる予定ということですが、コロナ以前の海外姉妹都市派遣交流の一つに、ホワイトホースの中高生を牛久市に迎えたと把握しています。来年度以降、牛久市からの派遣についてのお考えはいかがですか。

そして、先ほどお伺いした環境美化運動ですが、先月も実施され、熱心に取り組む方がいる一方で、自治会の加入率が減り、退会される家庭も増え、参加人数が低迷しているように見受けられます。お祭りや運動会と同じく、環境美化活動に市民の積極的参加を促す仕組みづくりは考えられないでしょうか。

先ほどの同僚議員の質問で、年1回1万円の報償金の確認ができましたが、こちらの周知も大切かと考えますが、海外では小さな子から高齢者までが目にする牛乳パックなどの商品を広報媒体として活用している例が数多くあります。市民が必ず購入する牛久市のごみ袋に「クリーン作戦に参加しよう」等のメッセージを印刷してアピールする試みなどはいかがでしょうか。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 カナダ・ホワイトホース市とは交互に青少年団を派遣する交流をしており、令和5年度は、ホワイトホース市から青少年団を牛久市で受け入れることを予定しております。このように令和5年度は高校生や青少年を中心とした姉妹都市間の活発な交流を計画しております。

令和5年度に、ホワイトホース市青少年団を受け入れた後は、次回、実に22回目となります。ホワイトホース市への牛久市青少年団の派遣を予定しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 環境美化の日は、お祭りなどのイベントと比較すると、参加人数は少ないものであります。小学校では、4年生の社会科の授業でごみの処理と利用について学んでおり、クリーンセンターを訪れて実際にごみが処理されているところを見学している学校もあります。その中で、ごみを処理するための様々な工夫や分別の大切さ、資源物や粗大ごみがリサイクルされ、再利用されていることなどに気づいています。このようにごみを減らすための牛久市の取組を知ることで、ごみ問題について自分事として真剣に学んでいます。

子供たちが学校で学んだことをきっかけとして、御家庭で環境美化の日に参加するとなれば、環境美化活動の活性化にもつながるものと考えます。そのためにも、行政区内の回覧や広報紙、ホームページ、コミュニティFM等を活用しながら、環境問題のPRや環境美化活動について周知してまいりたいと思います。

また、高齢者に対する周知方法については、議員から御提案のありましたごみ袋の利用を含め、どのような対策が有効か検討してまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○4番 加川裕美 議員 ホワイトホースとの派遣交流が無事再開されるというふうに伺いまして、安心しております。感染症の影響あるかと思いますが、何よりも市内の中高生がとても楽しみにしておりますので、再開されることを祈念しております。また、小学生のクリーンセンター見学、こちらはとても子供たちの中に意識づけということでは有効な施策ではないかと考えます。

最後に、改めてお聞きします。若い世代だけではなく高齢者の方まで自治会離れや行政区のイベントに参加する機会が著しく減少しています。行政区任せでなく、市として市民活動全体を支え、盛り上げていく必要があります。活性化についての御見解、御決意をいま一度お聞かせください。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 先ほど答弁いたしました、地域住民相互の触れ合いを促進し、地域まちづくりの推進を図ることを目的とした行政区運営費補助金を活用していただき、地域住民が参加しやすいイベント等を実施していただくなど、行政活動の推進に役立てていただければと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○4番 加川裕美 議員 運営補助金、こちらはやはり行政活動を支える中ではなくてはなら

ないお金だというふうに考えますが、先ほど、今年度新しく設けられたがんばる行政区活性化補助金、こちらの名前そのまま使ってしまうのもいいのではないかと思うんですね。多分、たまり場補助金、それはたまり場に使う、行政区に与えられる補助金は行政区の中の人でしか使えないのか、そのような錯覚も起きてきてしまうわけで、活性化するためにはぜひネーミングからもう一度再考されて、取り入れてはいかがかと考えます。

また、広報紙やSNSでの周知はもちろん大切なことですが、根底にあるのは、先ほど御答弁いただきましたように、小さな頃からの意識づけとその醸成ではないでしょうか。クリーンセンターの見学をはじめ、子供たちに公共性を養う大切な機会を増やし、特に子育て中の家庭には積極的に子連れ参加を呼びかけたいものです。シニアの方には防災や絆の大切さを粘り強く訴えていくことが必要ではないでしょうか。孤立防止や健康寿命の延伸も期待できます。

当市の発展のためには、市民活動と行政区、自治体の絆づくりが欠かせません。ぜひ、今後とも前向きな取組をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で、4番加川裕美議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時40分といたします。

午後2時36分休憩

午後2時44分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番須藤議員から、一般質問に関する資料の配付依頼の申出がありましたので、これを許可し、サイドボックスに登載いたしました。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、15番須藤京子議員。

〔15番須藤京子議員登壇〕

○15番 須藤京子 議員 こんにちは。市民クラブの須藤京子でございます。

一般質問2日目、最後の登壇となりました。

深夜にサッカーワールドカップの開催をテレビ観戦して、睡眠不足気味の方もいらっしゃるかと思います。いましばらく御容赦くださいますようお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

最初の質問は、今議会に上程されている稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化に関する問題であります。

この問題については、これまでも何人かの議員が一般質問で取り上げてきました。その際は、3組合の統合を進めることが決定事項であるかのような答弁ばかりでございました。私は、現

在、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会に属しておりますので、経過は組合議会の全員協議会で御説明をいただいておりますが、統合・複合化の具体論が見えてくればくるほど、当初計画との大きなずれが生じていることに懸念と不安を抱くものであります。

また、議会等に対する説明も、これだけ大きな問題にもかかわらず、各構成市町村ばらばらというのも解せないものでした。しかも、牛久市長は管理者等協議会の会長であるにもかかわらず、牛久市議会に対して何の説明もないということも甚だ不思議としか言いようがありません。今議会で議案提出されている段階でこうした一般質問を行うことは遅きに失した感もありますが、問題点に目をつぶったままではいけないと思い、一般質問することといたしました。

まずは、牛久市にとっての3組合統合・複合化をどう考えればいいのかという視点から、2点について質問したいと思います。

1点目は、統合・複合化による牛久市の分担金の増額です。この統合・複合化問題が浮上してきた経緯は、令和元年、龍ヶ崎地方衛生組合管理者等会議で、当時の管理者である中山龍ヶ崎市長の決意表明から始まったと聞いております。しかし、私たち組合議員が知ったのは令和3年7月であり、10月になって稲敷・龍ヶ崎地方3組合経営検討幹部会議名の新組合設置計画素案が各組合議会議員に示されたことによってであります。

当初の説明では、統合・複合化のメリット・デメリット等を検討した結果、3組合の統合・複合化が最もメリットが大きいということで、設置時期は令和5年4月1日との目標も打ち出されました。しかしながら、検討を進める中で当初計画のとおりにはいかない状況が生じてきたことは、皆様御承知のとおりです。

当初、職員の給与体系は、組合間で違いはあっても現行制度を維持するとされてきました。しかしながら、県、市町村課との協議の結果、一大転換が図られたのです。しかも、指摘されたのは本年7月11日のことです。ところが、統合を進める管理者等会議や検討委員会は、これだけの問題にもかかわらず、令和5年4月、統合の方針を変えませんでした。その結果、十分な検討が行われたとは言えない見切り発車となったのではないかと感じております。牛久市は、こうしたてんまつをどう認識していたのでしょうか。

また、牛久市は2組合の統合となる稲敷市、阿見町、美浦村と同様、稲広組合職員給与の地域手当アップの影響を受け、分担金が増加することになったことを、これをどう受け止め、それでもなお統合を進めるべきと判断されたのでしょうか。消防職員の給与体系は、地域手当の引上げだけでなく、特殊勤務手当についても調整し、検討が図られるべきではなかったのか。以上の点について市の見解を伺います。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 3組合統合・複合化後の負担金につきましては、令和5年度及び

令和6年度に関しては、組織体制や総務・議会費等の共通経費の見直しや、民間委託業務を直営化にするなど、経費の見直しが行われ、地域手当については現行のまま据置きとなります。

これらのことから、共通事務経費が削減されることとなり、また、各市町村における負担金の割合につきましても、牛久市にあっては、令和4年度の稲敷広域市町村圏事務組合と龍ヶ崎地方衛生組合のみの負担割合が適用されることにより、過大に請求されることはなく、負担金が減額に至ったものでございます。

令和7年度以降は、現在の稲敷地方広域市町村圏事務組合職員に対する地域手当が増額に転じ、龍ヶ崎地方衛生組合及び龍ヶ崎地方塵芥処理組合の職員に対する地域手当が減額に転じますが、先ほど申しあげました共通事務経費の削減が継続して行われることにより、今後10年間における経費の削減に関する試算におきまして、約1億2,000万円の従来のコストが削減され、また、そのほかの経費につきましても抑制効果が図られることから、市町村長を構成員とします稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会において議論が重ねられ、統合を進めるべきとの判断がなされたものと認識しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 3組合間の職員給与、地域手当や昇任・昇格のペースの格差等、組合職員の人件費の調整についてですが、これらの諸課題に関しましては分担金にも大きく影響を与えるものであり、これまで稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会でも様々な議論がなされてきました。

御質問にもございました地域手当に関しましては、先ほどの答弁にもございましたとおり、令和6年度まで据え置き、令和7年度以降組合間で手当額の増減はございますが、共通事務経費の継続的な削減により、今後10年間の経費削減の試算においては削減効果が得られるとの見込みから、統合との判断に至ったものと認識しております。

また、消防職員の特殊勤務手当につきましては、稲敷広域市町村圏事務組合事務局に確認したところ、これまで2度にわたる見直しを行い、適正な支給がなされていると伺っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 ただいま御答弁いただきましたが、この答弁で、ああ、そうですかというふうに私は納得できるものではありません。地域手当も、令和5年、6年は据え置きますからという答えは急場しのぎの情勢で、当面抑えておけば後は何とかなるさと、たかをくくった結果としか言いようがありません。

また、私の質問は、構成市町村の一つである牛久市にとって、分担金の負担増を踏まえても

なお統合を進めようとしたのか、その理由にあります。ただいまの答弁は統合を進める検討委員会の立場を踏襲したものでしかありません。それでいいのでしょうか。先ほど議長から御説明いただきましたが、議長の許可をいただいて、皆さんのタブレット、サイドブックに資料を上げさせていただきました。そちらを御覧いただければと思います。

ただこれは、11月17日の3組合統合に向けた議員勉強会で配付された資料を基に、牛久市が参加する予定の一般会計及びし尿処理特会、消防事業特会に関する分担金のみを抽出し、作成したもので、牛久市が負担するものとしては、このほかに旧清掃工場特別会計として10年間で3,828万円が増加する、これにまた増加するというを申し上げておきます。また、この資料の中には、参考として令和3年、4年の稲広と衛生組合の分担金についても記載しておきました。なお、こちらの分担金にも、旧清掃工場分担金はこの間は負担しておりませんので支出されておられません。

そういうことを頭に入れておいていただくとして、この各会計の推移、詳細は御覧いただくとしても、牛久市のこの2組合だけですけれども、分担金合計を見ていただきたいと思います。令和5年度は9億7,271万4,000円、10年後の令和14年は10億3,467万円となっています。この10年間の累積額は100億7,291万2,000円となり、これを1年当たりで見れば10億729万1,200円ということになります。これを令和3年、4年の2組合の分担金と見比べてください。もちろん、統合後の各会計と2組合の会計では含まれる内容が違いますから、一概に比較するのは乱暴だと思っておりますが、大きな負担増となっていると言えないでしょうか。先日の議員勉強会でお示しを、こうした頂いた資料からの抽出という形を取っておりますけれども、分担金に対する私の理解はこういうものでありますが、こういうふうに認識するということは間違っているのかどうか、お答えをお願いします。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 負担金につきましては、議員の御指摘のとおり、増額する試算となっていると思います。ですが、令和5年度以降の稲敷地方市町村圏事務組合に対する負担金、この増額理由としましては、例えば利根消防署の建築、あるいは本部の指令センターの部分更新、デジタル無線の更新、指令センターの建築、また救急車両の更新等が予定されている、また同じように消防車の更新も予定されているということでございます。

特に、緊急車両につきましては、議員も御存じかとは思いますが、現在の救急車というのは、法が変わったことによってその中で簡易な医療行為ができるようなものとなったということから、大変高額なものとなってきております。また、消防車両につきましても、ただ単に水で放水しての消防車両だけではなく、昨今の事情を考えますと、例えば隣の阿見町でありました工場の火災のようなものも発生する可能性もございますので、化学消防車等を充実させ

ていくとか、そういったこともらんでの計画というふうに聞いておりますので、そういったことから負担金の増額等が見込まれるものと捉えております。

ただ、先ほども御答弁申し上げましたけれども、共通事務経費に当たりましては継続して削減が行われる、その他の経費におきましても統合・複合化によつての抑制効果が図られるものと捉えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 先日の議員勉強会で、検討委員会で提出された資料2によりますと、新組合全体での10年間のトータルコスト影響額合計は約1億6,300万円の減ということだそうです。ただいま部長から説明ありましたように、負担金の増の中には、給与等の自然増だけではなく様々な要因があつての増だということは理解しております。ただ、これが単独の組合を運営していった場合の増加の状況と、今回では統合が前提にありますから、単体で行つた場合の増加ということと関連づけられませんので、本当に比較するのは乱暴だということは重々分かっておりますが、こういうふうに統合しても、なおかつ全体で1億6,000万円しか減がない中で、牛久市としてはどのくらい増になっていくのか。これはやはりもっと慎重に考えなければいけないのではないのか。牛久市はこの組合の統合で何を得られるのか。牛久市はこのことによつてどこを救つていこうとなるのか。そのことはもう少し考えてみなければいけないのではないかなと思つております。

それでは、2つ目の質問に移ります。職員不補充による組織体制堅持のため、今後、牛久市にはどのような影響が考えられるかという点についてであります。職員の任用・採用方針は当初計画では、退職者数より抑制することで職員数の減員を図り、人件費の抑制を図るとされておりました。しかし、現状では退職者不補充となっております。また、民間委託業務の直営化もトータルコストの削減要因となっております。しかしながら、民間委託業務の直営化の減額は、牛久市にとっては衛生組合のみであることから、大きな削減効果にはつながつていないと考えております。

私が問題と思つているのは、3組合統合による職員数の減少を構成市町村の職員派遣によつて補おうとする考え方であり、職員派遣という形を取り、給与負担は派遣元である市町村が負担するということは、一般会計の分担金としても、人件費を負担した上にさらに派遣職員の人件費も負担するということで、二重の負担になりかねないと思うからであります。今後、牛久市にも職員を派遣するような状況が発生するのか。このことを市は是としてしているのか、市としての見解を伺います。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化の中では、3組合統合後、今後10年間で予定される8名の退職者に対する新規職員の補充はせず、構成市町村からの職員派遣により組織体制を維持し、約1億2,864万円の経費削減につなげることが示されております。

今後10年間の経費削減の試算によれば、派遣職員の人件費が計上されていないため、その負担については明確となっておりません。職員派遣の際の条件は、協定等に基づき決定されるものと考えます。

いずれにいたしましても、現状では市の採用計画に3組合の統合による職員派遣は考慮されておらず、今後の統合に向けた具体的な議論とその過程の中で牛久市としての姿勢を明確に打ち出しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 この職員派遣に関しては、ただいまの御答弁ではまだ明確になっていないということでしたが、先日の議員勉強会でのやり取りでも市町村負担ということを発表されておりました。現段階でもはっきりしないという状況で、議会に白紙委任にしろということになりませんか。これでは再答弁を求める気も起きません。

それでは、3組合統合後に予定されるごみ処理広域化と斎場事務の複合化についての質問に移ります。

牛久市にとっては、3組合の統合後に2段階としてごみ処理の広域化、斎場事務の複合化が図られることとなります。ごみ処理の広域化については、県がごみ処理広域化計画を見直し、本年4月に新たな計画が策定され、牛久市もいよいよごみ処理広域化の踏み絵を踏まされる状況となりました。牛久市としては、クリーンセンター竣工から23年を経過し、老朽化対策にも多額の経費を要することや、県の方針が示された現在、広域化は避けては通れない課題ということになります。

しかし、3組合統合後に協議されるごみ処理広域化については、牛久市の立場を懸念するものであります。牛久市が単独でごみ処理事業に取り組んだのは、過去の経緯があつてのことです。建設に当たっては周辺地域の皆様の大きな決断があつてこそだということを忘れてはいけないと私は思っております。ごみ処理広域化は、龍ヶ崎市等が既に新組合としてスタートしている後に、牛久市、阿見町、江戸崎地方衛生土木組合が統合されることになるわけで、果たして同じスタートラインに立って協議ができるもののでしょうか。分賦金以外にも、ごみ処理施設の新たな施設の建設、その場所、最終処分場やごみ収集の方法など多くの問題が立ちはだかってきます。だからこそ、ごみ処理広域化の問題は、特化して協議していくことが妥当ではない

かと思っております。

斎場組合の事務複合化においても、事務複合化という美名の下に、施設管理はお任せで圏域内同一使用料ということになりはしないかと懸念するものでもあります。今後、牛久市が3組合統合後の第2段階として統合・複合化していくのであれば、牛久市は何を守り、何を主張していくのか。牛久市の取るべき道についての見解を伺います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 ごみ処理広域化と斎場事務の複合化につきましては、稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会が示しております「3組合統合・複合化計画」において、現在進められている3組合の統合の後、第2段階として進めていくこととされており、地元住民の理解と協力を得ながら、関係市町村との理解と認識を深め、連携を図りながら取り組むことが方針とされております。

現状としましては、ごみ処理広域化及び斎場事務複合化に関しましては、各組合管理者等会議において広域化を検討する方向性が確認されており、ごみ処理については、各自治体の指針となる茨城県ごみ処理広域化計画が示されており、当市においても検討を進めていかなければならないところです。御質問にありました、統合していく場合における牛久市のスタンスについては、まず、現在のクリーンセンターの立地に関する地域住民との合意形成の経緯を踏まえた体制の保持、地元従事者の雇用の確保、統合による分担金の公平性など、現時点においても様々な課題、検討事項が挙げられます。

統合においてはこのような課題を解決し、市民生活の利便性、安定性の確保を第一義とし、適正な費用負担により、持続的な事業運営が図られるよう検討する必要があるものと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 茨城県ごみ処理広域化計画には、焼却施設は計画から建設、稼働まで長期間を要することから、市町村は施設整備の時期を踏まえ早い時期から検討を始める必要がある。また、広域化を図るためには、ブロック内の市町村との協議、各種計画の策定や調査の実施、さらにはごみの運搬距離が増加することに伴う作業効率の向上や、コスト削減等の観点から運搬中継施設の必要性など、多岐にわたって検討を行う必要がある。このため、これらの検討に要する期間について整理し、広域化の検討開始から新たなごみ焼却施設が稼働するまでの期間をおおむね15年程度と仮定することとしたとあります。この見解からは、ごみ処理広域化の問題は課題だらけで時間がかかるということが分かります。であるならば、3組合統合より先にこの問題に特化した議論、協議が先なのではないかと思うところです。この点を

どう議論されたのか、市の見解を伺います。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 平成26年3月に策定された牛久市クリーンセンター長寿命化計画で、令和15年度を使用目標年度としております。令和15年度までは約11年余りであり、新施設の計画から稼働まで長期間を要することを考えると、次の体制について検討を進めていかなければならないところであります。

クリーンセンターを建築する際、地元と協定を締結しており、広域化をしないことが明記されております。しかしながら、将来的に人口減少の傾向があり、新清掃工場を建設するには巨額な建築コストや維持管理費用、ごみ処理の担い手不足など安定的なごみ処理ができなくなることが懸念され、広域化の検討は必要であると考えております。

そのため、令和4年6月に奥原環境整備推進協議会会長や奥原行政区の区長をはじめ、協議会や行政区等の役員の方々を対象とし、具体的なことは特になかったんです、何もないんですけれども、今後の必要性、新清掃工場建設やごみ処理広域化の検討などの必要性、こちらの御説明をさせていただいたところです。

クリーンセンターが建設され、今の廃棄物処理ができているのも、周辺地域の受入れがあって成り立つものであり、今後、ごみ処理の広域化を含めた検討を進めるには、地元と取り交わしをしている協定内容を踏まえた上で説明会や協議を行っていくことが必要であり、重要であると考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 ごみ処理広域化、今御答弁にもありましたように、これを進めるに当たっては、まず地元との協議、これが大変重要であると思っております。今議会に示されているこの3組合統合・複合化の問題は、いずれその次の段階でごみの広域化というものが含まれているんですね。それを議会で決めてしまっ、議会で決まっ、その後ごみの広域化、これはもう統合が最初にあるんだから仕方ないよねということで地域の方に説明したとするならば、議員としての私などは大変申し訳ないと思うところであります。

まず、ごみの広域化、こういうものも含んで今3組合統合というのを進めていますよということをお示しした上でなければ、私は進められないと思っておりました。9月に説明会というか、そういう今後に向けてのお話もされたということでございますけれども、やはり今、3組合、3組合と申しますが、牛久市はじんかい処理は入っていないんですね。そうすると、消防と衛生組合だけです。そちらを統合してその後、じんかい処理は違いますよというようなことが、これをするとしたらこれまた大きな問題となりますから、そうするとやはり順序が違うん

ではないかなと思うものです。

そういうものを含めて、次に統合・複合化に関する進め方における市執行部の姿勢について質問してまいります。

具体的には議会に対する情報提供の在り方、市長の説明責任の問題でございます。統合・複合化についての説明は、3組合のいずれかに属する議員は、令和3年7月に骨子が、11月に新組合統合・複合化計画の素案が説明され、牛久市議会に対しては12月に説明会が開催されました。それ以降、検討委員会主催の説明会や議会が主催する勉強会が開催されてきました。しかしながら、牛久市では市議会に対し、市執行部からの説明や方針が示されたことはなく、組合議会に属していない議員に対しての資料提供、情報提供もありませんでした。これは、私たち組合議員に属している議員が情報提供しなければならなかったのでしょうか。組合議員に属していない議員にとっては、市町村課との協議以降の地域手当の問題などは、寝耳に水の話だったと思います。

統合・複合化についての構成市町村の説明は検討委員会がその任に当たっていますが、他市町村では副管理者である首長が議会に説明を行っていたと聞いております。しかし、稲広管理者でもある牛久市長は、議会に対し、なぜか説明を行ってはいませんでした。市町村合併もしていない牛久市にとっては、一部事務組合とはいえ、初めての統合・複合化の問題ですから、市は検討委員会の方針としてではなく、牛久市の立場で説明する必要があったのではないのでしょうか。最後に、統合・複合化に対する市の対応に関する見解を伺います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 3組合の統合・複合化についての協議は、関係する8市町村長で構成する3組合統合・複合化協議会等で協議され、事務局は龍ヶ崎地方衛生組合が担うこととされております。

また、協議会の構成組織として、各市町村の広域行政担当による幹事会、そのほか財政、人事、法制に係る分科会が組織され、それぞれに検討し、各段階において3組合の今後の方針を決定する協議会において協議されてきたものと認識しております。

市議会に対する説明は、令和3年12月、令和4年6月、令和4年11月に協議会事務局において行っておりますが、市としましては、各段階における審議の状況について、協議内容の全容を把握する協議会事務局からの説明が最良であると判断し、説明をお願いしてまいりました。

また、一般質問におきましては、令和3年第3回、令和4年第1回、第2回の定例会において、その都度の状況について答弁を行っております。

最終的に11月7日開催の統合・複合化協議会にて、議員定数をはじめとする統合・複合化

に関する各事項が協議・決定し、12月議会への上程が決定されたことから、その後、当市において速やかに手続を進めたところではありますが、市議会に対する説明会が11月17日となったことから、各議員の皆様が検討する期間が十分に取れなかった状況もあったかと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 この問題につきましては、管理者である根本市長に、その責任についてどうお考えかを伺いたかったところが本音ですが、病気療養中ですから致し方ありません。しかし、牛久市にとって重要事項である統合・複合化の問題を自ら語ってこれなかった根本市長には、市議会というより市民に対して不誠実ではなかったのかと思わざるを得ません。

それでは、次の質問に移ります。

現在、茨城県議会議員選挙が行われておりますが、こうした時期には、私たちの元に市民の様々な声が聞こえてまいります。福祉部門の窓口対応については、これまでも何度も何度も取り上げてまいりましたが、市民の方から御意見をまたもや頂戴いたしました。そこで、市民の皆さんから伺った窓口対応に関する問題を3つの観点から質問いたします。

まず、生活の実情をつかみ取る力、寄り添う心と制度等を理解していただく伝える力をどう高めるかという点であります。保健福祉部の窓口は、市民の方々が日々の暮らしに直結する相談や申請のために訪れる場所であります。しかし、市民の方が市役所を訪れるとき、その困り事が明確に見えていない場合や、何課の窓口に行けばいいのかさえ分からない場合もあります。そうした方々に対しては、相談内容を丁寧に聞き取り、相談内容、問題点が何なのかを整理し、適切に対応することから始められると思います。

また、相談内容ははっきりしていても、福祉が国の法律や制度にのっとって適用せざるを得ない行政の立場を理解できずに、窓口で悶着が生ずる場合もあります。こうした時々どう適切に対応できるかが保健福祉部門の窓口の対応力と言えます。しかしながら、こうした対応力は一朝一夕に培えるものではありません。近年の職員採用の際には、福祉部門でいえば、専門性を高めるため、保健師をはじめ精神保健福祉士や社会福祉士、社会福祉主事任用資格を有する人を募集し採用していますが、窓口対応は知識さえあればできるというものではありません。生活の実情をつかみ取る力、寄り添う心と制度等を理解していただくため、それを伝える力が必要となります。

そこで、窓口対応のスキルを高めるため、それぞれの担当課はどのように前任者から事業の引継ぎを受け、所掌案件の処理の仕方を学んでいくのか。部内各課が支障なく事業継承できる

ようになっているか伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 福祉部門の窓口対応では、高齢者、障害のある方、育児中の方など、様々な市民に相談対応をしております。

窓口対応のスキルを向上させる取組としては、まず、全庁的な対応として、職員を対象とした職員接遇研修を受講し、基本的な「聞く力」の向上に努めております。また、職員が異動により担当を離れる際は、引継ぎ書を作成し、後任担当者に案件の共有を図っております。

また、福祉部門では、相談を受けた際にはケース記録を作成し、相談内容、対応、結果などを記載しております。記載した記録は担当者内で確認し合い、必要に応じて上司にも報告し、今後の対応に生かすように努めております。相談時においては、聞き取りがうまくいかなかった場合やうまく伝えられない場合は複数で話を聞くなど、ケースに応じて対応できるよう努めております。さらに、継続支援が必要なケースは、対応担当者を決め、限定的に対応する場合もあり、ケースの状況や相談内容により対応方法を協議し判断しています。

現状での福祉部門は、不足している専門職を募集しても採用まで至らない状況があり、市全体においても中堅職員が少なく、若い職員への指導が不十分な状況がありますが、元の担当者や経験のある職員にその都度相談し、アドバイスをいただきながら、協力体制で対応している状況です。

今後は、これまで以上に相談者の心身の状況に応じた丁寧な対応を心がけるとともに、情報共有や対応職員の研修等によりスキルアップを図り、聞く力、伝える力を向上させ、理解しやすい窓口対応に努めてまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 次に、納得の得られない市民の方々への対処法はできているかという点についてであります。これも市民の方の見聞きしたことですが、窓口でもめている市民の方は対応の職員にではなく、「責任者を出せ」と大きな声を出されていたと聞きました。そのような状況を見ておられず、このことを私に話してくれた市民の方は早々に用事も足さずに帰られたそうで、その後、実際はどうなったかは分からないということでありました。こうした場面は、ほかの部署でも起き、私も実際に目の当たりにした経験があります。そのときは担当課の課長が対応されていましたが、ロビーでのこうしたやり取りは周りの市民にも不快感を与えるものであります。そこで、担当者レベルでは対応できなくなったような場合の対処方針はできているのか伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 職員がどのように説明しても、御納得いただけず激高し、暴力行為や器物損壊行為を行ってしまう市民の方が存在するのは事実です。職員の接遇能力にも原因はあるとは思われますが、そのような行為は、対応する職員はもとより、周りにいる市民の方々にも不安な思いを与え、また危害も与えかねないことも認識しております。

そのようなことを少しでも回避できるよう、職員研修時にクレーム対応について学び、対応能力の向上に努めております。また、職員には、クレーム等があった場合はまず一人で抱え込まず、すぐに上司に報告相談することを伝えております。担当者レベルでは対応できなくなった場合は課全体で対応を協議し、それでも対応が困難な場合は総務部に相談し、組織的な対応をすることとしています。悪質な行為に至っては、警察への通報や弁護士相談を通じて、毅然とした対応をしております。

今後も、市民の皆様が安心して来庁できるよう、職員の接遇能力の向上に努めてまいります。以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 ただいま御答弁いただきましたが、私には、きれいごと、建前のような感じにしか受け取れません。私がこういう窓口対応のことを何度も何度も繰り返しているのは、こうしたことができていないならば、今市民の方が感じておられるような困り事というか、そういう状況にはなっていないのではないかなど。各課の課長さん、今はどこに座っているかも分かりません。部長さん、パーティションで区切られて姿は見えません。「責任者を出せ」と言われたときに、責任者を出すことはいけないことだというふうにもカスタマーハラスメント対策では言われていたりします。どういう対応をするのかというのは、本当にその組織の存在価値、存在意義、職員にも見透かされてしまうのではないかなど私は思います。そうした事業の引継ぎや、それから納得いただけない市民の方への対処法、本当に今部長の答弁のようにやってくださいとしか私はもう申し上げるところがありません。

それでは、次に人事のほうとして伺います。

今、担当課としてこうした御答弁をいただいたんですが、こうした事案に対しての対応は、市役所の全部の部局に共通する問題であると考えます。こうした状況は民間企業等でも頻発しており、コロナ禍により一層増加傾向にあるとも言われています。私が見聞きした牛久市役所のロビーで市民の方が大声を上げているという状況は、一種のカスタマーハラスメントに近いのではないかと考えております。こうした場面で対応した職員は、時に深く心を傷つけられ、トラウマともなりかねない状況に追い込まれたりします。厚生労働省は、民間企業向けにカスタマーハラスメント対策企業マニュアルを策定し、公表しています。民間企業と市役所が同じであるとは思っていませんが、全庁的な対応が不可避であると考えます。そこで、市役所とし

での、市民への接遇に関する職員研修やメンタルヘルス対策について伺います。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 再度の御質問にお答えいたします。

窓口対応や電話対応において受ける相談や苦情については、ともすれば理不尽なクレーム、度を越した要求、暴言や暴行などの行為に至り、議員今御質問ございましたカスタマーハラスメントとも受け取られるケースが当市においても散見されております。

市では、過去5年間において接遇研修、窓口サービス向上研修など、苦情対応に関する諸研修を延べ19回、今年度も3回実施し、職員の接遇能力の向上に努めております。

また、職員が受けるハラスメントへの対応といたしましては、カスタマーハラスメントに主眼を置いたものではございませんが、職場内で起こり得るパワハラ、セクハラ、マタハラなど様々なハラスメントの理解と対応に関する研修を、コロナ感染症対策のため実施しなかった昨年度及び一昨年度を除き、それ以前までは管理職を対象に、また今年度は若手職員を対象に実施しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 この問題につきましては、昨日、同僚議員が質問した牛久市役所の療養休暇、分限療養の実態の中でも明らかだと思われま。しかし、病気療養するようになってしまっは、もう遅いのだと思ひます。こうした状況をつくり出さない体制づくりが必要なのだと思ひておひります。私の元にも、もうあと少しで鬱になっはしまったかもしれないという話がかんこえてまいりました。今後の体制強化を望みます。

それでは、次に、いつでも相談にんじられる体制づくりについての質問であります。

これも市民の方からの苦情です。その方は仕事の関係からなかなか休みが取れず、昼休み時間に窓口を訪れたそうです。しかし、担当の職員がいないため、他の係の職員では対応ができず、改めて出直してほしいと言われたそうで、見渡してみれば、確かに執務室に職員はほとんど在席していなかったのだそうであります。これまでも、私は窓口業務の適切な対応を問題にしまひりましたが、これはそれ以前の問題ではないかと思ひます。

確かに職員には昼休み時間はきちんと取るよう、これが職員の権利であります。しかしながら、市役所の窓口業務は、開庁時間内であればいつでも対応できる体制でなければならぬと思ひておひります。部署によっては専門性もあり、他の係では答えられないのであれば、職種グループごとに1人は対応できる職員を配置しておくのが当然ではないのでしょうか。部内各課の対応について、ローテーションを組んでそうした対応ができているのか伺ひます。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 市では、窓口対応がある課においては、昼休みの時間帯についても対応できるよう、複数の職員が当番制でシフトを組んで対応しております。窓口対応のほかにも事業等がある場合は、その人員を配慮した上で課内で調整し、昼休みの時間帯に対応する職員を担当係ごとに最低1名は確保し対応しており、昼休みの時間帯にしか来庁することができない市民の方々のために、事務的な申請など基本的な用件に対応することができる体制を整えております。

しかしながら、他の来庁者や電話の対応をしている場合など、対応できないケースもあると思われま。また、専門的な相談の場合は、専門職でシフトが組めない場合もあり、ケース担当者が対応する必要がある場合など、現実的には不可能な場合があります。そういった場合には、用件をお聞きし担当者に伝え、担当者が折り返しの電話をするなどの対応を行っております。

昼休みの時間帯に職員を手厚く配置いたしますと、逆にその後の時間帯が手薄になるなどの反動も生まれます。法的に定められた職員の休憩時間との兼ね合いもあることから、御不便をおかけする場合もございますが、可能な限り対応してまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 お昼休みの職員対応の件については、どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、最後の質問に移りたいと思います。

9月議会に、生活環境の保全に関する条例の制定を求める決議の可否を求める請願が提出され、全員賛成で可決され、同決議案が同じく可決されました。全員賛成の背景には、同様な問題に頭を悩ます地域住民がそこにいることを議員も承知しているからにほかなりません。

今年3月、千葉県市川市のアパートで、このアパートに住む84歳の男が87歳の大家の女性を殺害するというニュースが流れました。殺害の動機にはアパートの騒音問題があったと言われております。こうした事件は過去にも起きております。こういうニュースを見ると、短絡的で暴力的な性格の人間が一時の激情にかられて起こしてしまった事件のような印象を持ちますが、多くの場合、そうではないと言います。騒音に関する事件が実際に発生するまでには、数か月から長ければ数年の時間的経過が背景にあるからであります。事件発生までに多くの時間があるなら、その時間内で何らかの回避措置が取られれば最悪の状態は防ぐこともできたのではないかということです。

最初に起きた騒音殺人事件は、昭和49年に神奈川県平塚市の県営住宅で起きたピアノ殺人

事件だと言われております。階下のピアノの音がうるさいと母と2人の娘を包丁で刺殺した事件のことですが、これもピアノ騒音が発生してからおよそ9か月後に事件が起きました。この事件は社会に大きな衝撃を与え、同時に近隣からの騒音問題をクローズアップさせるきっかけともなりました。

現在、請願のあった地域では、トラブル発生から既に五、六年経過しております。こうした問題を取り扱うのは警察も行政もなかなか難しいということは理解しておりますが、日々このトラブルに直面している地域住民にすれば、いつ千葉県市川市のようなことにならないかと不安で仕方ないと思います。議会としては、こうした近隣住民の現状を少しでも軽減できないかとしてこの請願を採択したわけですが、市としてはその後、この件に関しどのような取組をされたのか伺います。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 市では、今回の決議を受けて、他自治体、条例等の調査を進めるとともに、御近所からの騒音に悩まされている地域の方に直接聞き取りを行いました。

詳細は差し控えますが、何年も前から本当に困っているが、警察署に通報したら報復が怖いので、市役所が関係機関と連携して何とかして当事者の行動をやめさせてほしいということでした。

その後、警察署等関係機関に相談をしましたが、一般的にこういったケースは、市で条例を制定して取り締まったり、何か処罰できるということはなく、あくまでも口頭での注意のみとなってしまうとのことでした。

まずは、騒音が起きているそのときに通報していただくことで、その後の対応が進んでいくので、まずは警察署に通報していただくことが肝要であるとのことで、市の立場として、どういう手段で騒音に対応していったらよいか、行き詰まっているような状況でございます。

夜間等の騒音防止など地域の静穏保持については、茨城県生活環境の保全に関する条例第120条の規定により「何人も日常生活に伴って発生する騒音によりその周辺的生活環境を損なうことのないよう自ら配慮するとともに、相互に協力して近隣の静穏の保持に努めなければならない」とされ、牛久市公害防止条例第5条の規定では「市民は、公害を発生させることのないように常に努めなければならない」と定めており、近隣トラブルを防ぐため、最低限のマナーを守っていただくよう、条文に定めております。

県及び市それぞれの規定に罰則は定めておりませんが、近隣の静穏を脅かすような事態が発生、通報があった場合は、県条例に基づき、県職員と共に原因となる場所を訪問して、口頭にて改善の依頼を行うことが可能です。

御近所間のトラブルについては、様々な案件、状況がありますので、個人からの相談であっ

たり、様々な相談を受けていただいている区長さんからの相談など、各方面から気軽に相談していただけるよう、また案件によっては、警察署など関係機関への相談に同席させていただくなど、各担当課で相談体制を整えてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 現状での条例制定、これはなかなか難しいということでございます。私も条例があればこれで解決すると思っているわけではございません。ですが、日々こうした問題、これは企業、事業者が起こしている騒音というようなことではなく、御近所さん同士の近隣トラブルというような形になっておりますから、ここに踏み込んでいくというのは市民の自由の侵害、制限、そちらにも関わる問題として慎重にならざるを得ない、そのことは理解しております。ですので、次の問題で、ちょっとその提案をさせていただきたいと思います。私の組立てでは条例を制定していただいて、それをより具体的に解決していくための一つの方法論として、次に申し上げたいというふうに思っているわけであります。

それは、近隣トラブル解決センターというものの開設を求めるものであります。これはこうした問題を調査研究されている八戸工業大学名誉教授で騒音問題総合研究所代表の橋本典久氏が提唱されているものであります。詳しくはインターネット等で検索していただきたいのですが、アメリカでは御存じのように訴訟社会で、近隣トラブルもすぐ訴訟につながるというような背景もあるからこそということではありますが、こうした軽微な近隣トラブルのような小規模紛争の解決を目的としたN J C（ネイバーフッド・ジャスティス・センター）、直訳すれば近隣司法センターという組織ですが、全米各地に設置されているそうであります。橋本氏はこうした組織が日本でも必要だと訴えておられます。

橋本氏によれば、日本の紛争解決の社会システムとして不足しているのは、怒りの段階での関係修復型の解決システムであり、そのために近隣トラブル解決センターの開設が必要だということでもあります。必ずしもセンターとして弁護士や司法書士、そうした方々の専門性だけではなく、このシステムが持っている段階別の解決方法、それを利用すれば何とか解決の糸口というのが見えてくるのではないかとということで提案させていただいた次第ですが、牛久市でもこうした仕組みについて調査研究するのは、今後の近隣コミュニティーの安心・安全にも十分生かされるものと考えますが、市の見解を伺います。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 近隣トラブル解決センターの設置については、須藤議員のおっしゃるとおり、橋本典久さんという八戸工業大学名誉教授で騒音問題総合研究所の代表である方

が必要性を訴えています。

アメリカでは既に近隣トラブルのような小規模紛争の解決を目的とした組織が存在し、それが有効に機能しているとのことですが、我が国にはそのような社会システムが存在しないため、小さなトラブルがエスカレートして大きな悲劇につながるケースが多く発生している状況であると具体的な事例を挙げて報告しています。

そういった組織ができれば、トラブルの初期の段階で、相手に対して怒りや敵意の感情が湧いていないときに、仲介者を伴って当事者同士で話し合いを行うことが可能になり、冷静に話し合うことで双方にとって納得のできる解決策を見つけることができると考えられます。

しかし、案件によっては複雑な事情のもの、訴えている被害者が加害者に知られたくないなど、その場で話し合いが不可能なケースも存在はします。

また、このような組織は、人口100万人程度に1か所を想定し、各都道府県や政令指定都市に設置すると橋本氏は述べておりますので、牛久市独自での設置というよりは、茨城県であったり、県南地域といった広域での設置が必要であると考えますので、今後必要性について、関係機関と連携しながら調査研究を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員に申し上げます。

質問の残り時間が短くなっておりますので、御注意ください。杉森……、須藤京子議員。失礼。

○15番 須藤京子 議員 議長も近隣のこうしたトラブルを見聞きされているということで、思わず自分のお名前が出てしまったのかなというふうに推察するところでございますが、私も橋本氏の提唱するこの近隣トラブル解決センター、これを組織として設置する、これはなかなか難しいと認識はしております。部長の御答弁にあったように、都道府県単位で本当にこういうこと、これからますます多くなると思いますので、今県議会議員選挙でもございますし、県議会にもこういったことをお願いしたいと思っておりますが、ただ、ここで先生がおっしゃっている解決の段階ごとの様々なテクニック、これはやはり勉強になるなと私も思いました。

そうした点を十分に調査研究して、組織としてではなく市役所の中での、例えば市民活動課でもいろんな問題が上がってくるでしょうし、ほかのところでも上がってくるでしょう。モニターペアレントなんていう言葉もあるぐらい、教育現場でもあると思います。そうしたときにこの解決方法というのがもしかしたら役に立つかもしれないということであれば、いろんな立場の人が集まって、こうした問題を解決するためにどうしたらいいのかというようなことを話し合う場をぜひつくっていただきたいということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で、15番須藤京子議員の一般質問は終わりました。

本日の一般質問はこれまでに打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。御苦労さまでした。

午後4時00分延会